

所の中で一、二を選んでデータ交換を試みてみるというところは考えているわけでございます。

○千葉景子君 具体的には、それをまずどこでやるかというところは御検討なさっていらっしゃいますか。

○政府委員(稲葉威雄君) 具体的にはまだ考えておりません。

ただ、抽象的な基準といましては、今局長が申し上げましたように、事務量の増大ということがございますので、ある程度の余裕のある登記所でないといけないのではないかと。それから、やってみなければ利用されないということでは困るわけでございます。ある程度その間で情報の流通といえますか、そういうものが必要であるというふうな登記所を選びたいというふうに思っております。

したがって、この場合前から申し上げておりますように、全国へ八ブロックで展開するわけでございますが、そこで直ちにやるといふよりは東京の二局をやるとか、あるいは東京と大阪をやるとか、その辺はまだ具体的には考えておりませんけれども、そういうふうな方向で考えてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○千葉景子君 次に、同じ百五十一条でございますが、四項は登記事項証明書の記載事項、これは省令でこれから定められるということにならうかというふうに思いますが、この第二項の登記事項証明書の記載事項というものは、一般に登記事項証明書と言われるものと特別な区別が何かあるんですか。それとも、これは私の読み方が悪いのかも知れませんが、登記事項証明書全体について省令で定めるといふそういう趣旨ですか、その辺御説明をお願いします。

○政府委員(稲葉威雄君) これは第二項の、特に別の登記所での登記情報に関する登記証明書を出すものについての証明書だけについて法務省令で定めるといふことでございます。一般的な登記事項証明書の記載事項を法務省令で定めるといふ趣旨ではございません。

○千葉景子君 これは今後省令で定められるということだとは思いますが、おおよそ具体的にどんな違いが出てくるのでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは言うまでもなく、データが伝送されるような形で登記情報が蓄えられていくものでないか、こういう二項のような証明はできないわけでございます。原則としては、現在事項につきましては全部そういう磁気ディスクの中に入るわけでございますが、例えば磁気ディスクの中に入るわけに入っておりません共同担保目録等は、これは直ちにそういう磁気ディスクの中に入るといふことにはならないわけでございます。そういうものは管轄登記所へ直接行っていただきますと、そこで一通の登記事項証明書を請求していただければ、その磁気で記録したものでない部分についても証明書をお出しすることになるわけでございます。よそで請求されますと、その部分はどうもこのシステムには乗りにくいというところとそこは除外する、こういうようなことを考えておるわけでございます。

○千葉景子君 一般的に、さきに視察の際にも、全部事項証明書は大体こうなるといふような資料をいただきましたが、この部分についてはほぼほかの登記所から請求しても出てくるというふうなことを考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) そのとおりでございます。

○千葉景子君 わかりました。

そこではまた同じ条文でございますが、五項、ここには「摘要記載シタル書面(交付)」ということが記載されております。これは今回コンピュータ化ということになります。これまでの閲覧という概念がちょっと当てはまらなくなる。それにかわるものとして要約書というふうなものを提出していただけたらというところかと思うのですが、これはどんな内容あるいは例えば種類とかいうものになりましょうか。これは不動産あるいは商業登記双方にかかわるかというふうに思うんですが、その内容を御説明いただきたいと思っております。

す。

○政府委員(稲葉威雄君) 不動産登記につきましては、要約書でございます。つまり、一つは所有権の登記事項に関するもの、つまり甲区の記載に關するものをピックアップしていくというの、それから甲区乙区の権利の登記事項全般をピックアップするといふものと二通りを考えております。

どういう事項をピックアップするかということにつきましては、現在閲覧制度を利用している方々は、ただ頭の中に覚えていくわけではなくてメモをつくっておられるわけでございます。そういう事項についてメモをとっておられるか、ということを調査いたしましてそれを分析した結果、かなりの需要を満たすことができるであろうというところで、その二つの種類を選んだということでございます。

それからもう一つ、商業登記の方につきましては、なかなか何が重要な事項かということについてはわかりません。区別がしにくいんですが、商号、資本関係とかあるいは会社の状態あるいは役員、関係、会社の目的、それぞれの登記事項をくくりまして、それに関する事項について一まとめの情報集を、それぞれ会社とかあるいは各種の登記ごとに考えまして、そのうちの幾つかを申請人から選択していただく。例えば目的と役員のところ、その幾つかのものに限ってはその要約書で出して差し上げる、こういうことでございます。

ただ、これは商業登記の場合には、かなりそういう意味では抄本に似た機能を持つことにはなりません。しかし認証文等がつかないという点では変わっているわけでございます。

○千葉景子君 そうすると、不動産の方では今の御説明ですと大体二種類ぐらいの要約書。それから商業の方は少し複雑になって種類が多くなるのかと思うのですが、大体商業の方は何種類ぐらいになるのか。それから今商業の方で御説明いただきました、請求する方は何種類か必要な場合というの

が出てきようかと思うんです。そういうときは、結局それぞれ一種類であるとする手数料はその分、何種類か分必要になる、こういうことになりませんか。

○政府委員(稲葉威雄君) 先生おっしゃるように、この閲覧という制度は非常に不安定と申しますが、目で見て頭の中へ記憶する、あるいはメモをとらなきゃならないということではありますけれども、現行の制度としては全部の情報を見られるということになるわけでございます。そういう意味で非常に低廉な制度だということになるわけでございます。しかも、しかしコンピュータシステムにいたしまして全部の情報を出すということにいたしますと、これは膨大なコストと同じようなコストがかかるわけでございます。そうしますと、その低廉というニーズにこたえられなくなる。

そこで、低廉というニーズにこたえるためには何らかの形でコンピュータのコストを削減した形で、しかもなおかつ現在の閲覧のニーズを酌み取るような方式を考えたいということ考えた仕組みでございます。コンピュータシステムをとりまして以上は、ある程度そのところはやむを得ない、妥協と申しますか、決断というところがあつたわけでございます。ブックシステムにはブックシステム、コンピュータシステムにはコンピュータシステム、コンピュータシステムのメリットがあるわけでございます。それは同時にその裏返しとしてのデメリットを持っておるわけで、そのメリット、デメリットを勘案した結果コンピュータシステムの方がよろしいということを決断したわけでございます。

その場合に、コンピュータシステムに内在するそういう閲覧という制度をそのまま維持することはできない、こういう欠陥はあるわけでございます。そして、それをできるだけなくしようとしたものだといふふうに御理解いただきたいと思っております。その意味では限界があるわけでございます。たくさん情報が必要だといふときには、やはり証明書を

とっていただくということにせざるを得ないのではないか。

商業登記の場合に種類が幾つかあるということでごさいます。例えば株式会社の場合でございしますと五つぐらいの、商号に関するものあるいは目的に関するもの、株式・資本に関するもの、役員に関するものあるいは会社構成に関するものとか、そういうような会社状態に関するものというふうな、そういう区分をして考えておるわけでごさいます。それを申請人の選択によって選ばせるということになっておりますので、その順列組み合わせということになります。

ですから、パターンはかなり多うございします。結局登記所の仕組みとしてはその幾つかのボタンを押してそれに応ずるものが出てくる、こういうような仕組みになるわけでごさいます。

○千葉景子君 御説明は大体わかったんですが、商業の場合五種類ぐらい、A B C D E型というふうな感じになるうかと思ふんですが、そうすると、これは細かいような感じですね。そうすると、A プラスBが欲しいとか、A プラスCが見たいとか、それからC プラスEが見たいとか、そういう組み合わせも大分出てくるかと思ふんですが、商業登記簿の場合、何かそういう組み合わせで何というんでしょうか、一種類さらに五種類を組み合わせたようなものというのはいくらもつくっていただけないものでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは一つだけという趣旨ではございせんので、そのうち商号の關係とそれと会社状態のファイルと申しますか、そういうものは必ずお出しする。しかし、そのほか二区プラスして請求していただけるということとAとEとは必ず出る、そしてその後BとCと何をつけるかというの、またそちらの方でどういう組み合わせでも結構でございしますが、つけて請求していただく、こういうようなことを考えているわけでごさいます。

○千葉景子君 できるだけそのあたりも、見られるパターンといいますが、一回の請求で、それもで

きるだけ手数料も何度も払わずしていろいろな形をつくっていただきたいというふうな思ふんです。

ところで、次に百五十一条ノ五、これは登記事項が多くなった場合、それを新登記簿の登記記録に移す、移記をするというときの規定であろうというふうな思ふんです。これはそうすると、いっぱいになった分は閉鎖登記簿というふうな形になるわけですね。

○政府委員(藤井正雄君) この規定によって登記を移しまして用いなくなりましたものの登記記録、これは閉鎖登記簿ということになります。

○千葉景子君 閉鎖登記簿ということになりすすと、登記事項証明書の交付をその後請求することになりますと、そのときに生きてくる現在の事項というものが登記事項証明ということになりすよね。そうすると、閉鎖登記簿の方はすでに出てこない、また経歴など必要ならばもう一度閉鎖登記簿の方を閲覧しなければいけないということになるだろうと思ふんですが、それを両方あわせて登記事項証明という形で請求できるというふうな仕組みにはなりませんか。

これは、いっぱいになつちやたらやむを得なく新しくするわけですね。そうすると、その前が証明の中に含まれない、漏れてしまうという形、今の登記簿でも同じようなことはあるうかと思ふんですけれども、この辺、せっかくコンピュータ化ということに伴いまして、それを連続したものとして証明をしていただくというふうな形はとれませんでせうか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記記録を移しまして別々のディスクに入ることになりますので、これはどうしても両方必要であれば別々の登記事項証明書をとっていただくかなければならないことになりす。この規定は、現行法で申しますと七十六条で、枚数過多による移記と同じ思想に出た、それを電磁的記録にモディファイした形の規定でございまして、七十六条の場合にもやはり移記後は過去の履歴が必要であるとなりますと、閉鎖登記簿の謄本をとっていただくかなければなりせんので、それは技術的にはどうしてもやむを得ないことではないかと思つております。

○千葉景子君 むしろ簿冊の場合は、確かにそれがいっぱいになつちやたらと別途新しくしなければいけないというところはよくわかるんですが、せっかく逆にコンピュータというのを使つて記録を記憶させるという装置ですから、そういう意味では前にさかのぼつたものを、今から逆にさかのぼつた部分を出すというのはいくらも思ひやりやすくなるんじゃないかというふうに思ふんです。どうしてもそこで切らなかならないという技術的な問題はございすでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) データをコンピュータで処理します場合には、対象のデータが大きくなればなるほど必要なデータを選ぶというために検索の時間は多くなるわけでごさいます。この場合、磁気ディスクの容量が決まっていますので、ごさいます。大体初めに入れますときはその容量の五割程度をめぐらしてデータを入れておくということになりす。

そして、それについて登記の書き込みがどんどん入つてまいりますとだんだんデータ量がふえていくわけでごさいます。そうしますと、それが容量の八割程度になりますと非常に能率が悪くなつて引張つてくるのに時間がかかるということになるうかと思ふんです。そういう場合は、磁気ディスクというものの性格上やはりこれはお金がかかりすし、ドライブ装置をそれだけ余計に使うということになるのと時間的にもコスト的にも金がかかる。そうすると、利用頻度の低い情報を蓄えておくというのでは無意味である。ですから、それを吸い出して磁気テープ等に閉鎖登記簿の形でございまして、人間でもせいぜい肉のついた体で動いてると余計なエネルギーを要するというのと同じことでごさいます。ぜい肉を落とすというところでごさいます。

ただ、もちろんその場合に、現在の七十六条ノ

二のシステムでございす。現に効力を有する事項だけを残す。あとは閉鎖のまま入れてしまふということにするわけでごさいます。過去の一定の期間の履歴は残しておくといいうなことも今のところ検討したいというふうな思つております。これは一たん磁気記録の形でございす。プログラムさえきちんとしておきますれば、ある程度の期間のものは残すというふうなことの操作はできるうかと思ふんです。そういう当事者、利用者に御不便がからないようなある程度のは残したいというふうなことを考えているわけでごさいます。

○千葉景子君 ぜいそれは、むしろ過去の方から閉鎖していただくというふうな仕組みをできるだけ直近のもの、あるいはさかのぼつて何年分とか残るような形で御検討をいただきたいというふうな思ひます。

それでは、少し商業登記法の関係で、ほぼ今不動産の方でお聞きしたことと同じような形式の条文がございす。その点について、商業登記法の関係で特にここが違ふんだというふうな点がございまして、もしもお答えいただきたいと思ふんですが、今までお聞きした範囲の問題で、もしなければほぼ同じ形であるということ御説明をお願いいたします。

○政府委員(稲葉威雄君) 今御質問があつた限度ではほぼ同じような仕組みになっていて、先ほど申し上げましたように、要約書等の形では先生の御質問のとおりやや違つた形になっておりますが、基本的には同じでございす。

○千葉景子君 それでは商業登記法の関係で、今回閲覧についての有料化、これが決められていたわけでごさいます。これについてはこれまで無料であつた。前回も御質問が出ていたようなんですが、これは民行審などではどんな検討がなされましたでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 民行審におきましてはこの点について検討がなされておまして、お手元にごさいます。合本資料中の民行審の答申の部

分の三十一ページに、これは電算化後における登記事項要約書の交付についての有料制の提言でございましてけれども、その限度で検討がなされているわけでございまして。

○千葉景子君 そうすると、現行の商業登記簿の閲覧については特に答申あるいは検討はなされていないというところでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) この民行審に対する諮問は、電算化に当たりまして留意すべき事項についての諮問でございまして、その限度で答申がなされておる関係上、こういう答申結果になつておるわけでございまして。

○千葉景子君 そうなると、この商業登記簿のこれまでは無料で閲覧と、それが手数料が必要になつてくるということでございますが、これはどういう理由といたしまして、根拠に基づいたものでしょうか、ちょっと私は納得いかないところがあるんですが。

○政府委員(藤井正雄君) これが無料になつておりますのは、明治三十二年の非訟事件手続法施行當時からずっとそのようになっておるわけでございまして。

その理由としてよく言われますのは、商業登記というのは公開をされるべきものである、商人に関する重要事項を公示することを目的とするものであるから、それを効果的に機能させるために無料制がとられておるんだ、こういうふうに言われているわけでございまして、それは一面理由がないわけではないと思ひます。しかし、同じ登記簿の公開制度を支えております謄抄本は、商業登記につきましてもこれは当初から有料制がとられておるわけでございまして、公開をしなればならないから無料であるという、そういう必然的な結びつきはないのではなからうか。むしろ商業登記の閲覧というのは、実際上はそれほど国民の需要がなく、事改めてそれを有料にするとか無料にするとかということをやかましく言うほどの事務量がなかつたために、このような制度がそのまゝ維持されてきたのではなからうかと思つております。

ます。

ところが、現状におきましては、商業登記の閲覧は無料であるゆゑもあるかと思ひますが、非常な事務量になつてきておられて、登記所を長時間占拠して大量の閲覧がなされているというふうな実態もございまして、登記所の人件費、物件費等、これに相当のコストがかかつておることは否定できないところでございまして。そういう点について考えまして、閲覧によつて利益を得ている人につきましては、その情報公開による利益に見合う実費をやはり負担していただくというのが、電算化後の登記事項要約書について有料にするということとのバランスから考えたわけでございまして。

○千葉景子君 法務省の方の御認識としては、この商業登記簿の方の閲覧がかなりふえ、事務量が增加をしておるというふうな今お話でございましたけれども、一体それはどんな方がと言つておかしでございますが、長時間にわたる占拠をして閲覧をしているというお話でございまして、どんなケースが多いというふうにお話になっていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 積極的に私も認めておきますのは、類似商号を検索するためにというのには非常に正当な目的で閲覧しておられるんだらうと思ひますが、やや問題があるというふうな認識をしておりますのは、信用調査機関の業者が閲覧をしてそのデータを手に入れている、こういうものでございまして。これは、要するに無料でございましてから、アルバイトを雇つてそこでメモをしてやつておるということが非常に多いようでございます。あとは司法書士等が登記をする前提として見るというふうなこと、これは不動産登記の場合も当然やつておるわけでございまして、不動産登記の場合には手数料は要するわけでございまして、商業の方はお金なしでそこはやつておるというところでございまして。

そういうことで、これは金がかかる以上はだれかの負担になるわけでございまして、現行特別会計の制度のもとで申しますと、それは不動産の閲覧をする人あるいは謄抄本の交付を請求する人の負担になつておるわけですが、そういう人の負担において商業登記の閲覧だけはただだということにするのがいいのかどうかというところのバランス論を考えたわけでございまして。

○千葉景子君 今のお話から、確かに信用調査機関などが膨大な量をアルバイトなどを使って閲覧をしておるというケースはないわけでは無いと思ひます。ただ、おっしゃいましたように、司法書士の方とかあるいは一般の方が正当な目的で、合理的な理由で商号調査をしたり、あるいは取引の前提としての調査をされたというところが当然あるわけでして、何となく今の理由ですと、どうも信用調査機関のようなところが余りにも勝手に莫大な閲覧をしてそれがほつぽつておけない、少し有料にしたらどうかというふうな感じがしないでもないんですが。そうすると、本当に正当な業務なり、本来は公開をしておるものを閲覧するということ権利といひますが、そういう利益がそれと何か逆な面でも損なわれていくというふうな気がしないでもないんですが、この辺は少し区別するなり何か特別な措置をつくつて、できるだけ低廉に閲覧をできるというふうな方向は考えられないものでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは、ある意味ではNTTの一〇四番の有料化と若干そういう意味では似ている点があるのかもしれないけれども、基本的には先ほど申しました正当なもの、商号閲覧、類似商号の検索というふうな問題につきましては別的手段、例えば商号見出し簿というふうなものを窓口で配付しまして、それを無料で見ていただくというふうなことは考えておるわけでございまして。

さらに一般の利用者がどうかということでございますが、経済界にもいろいろお聞きをしたわけでございまして、商業登記のコンピュータ化に関係しましては経済団体等にもお聞きをして、この問題についても御意見を伺つたわけでございまして。

が、それについては閲覧というふうな形で情報公開を得るということとは非常に少ないと。むしろ謄抄本なり新しいシステムで申しますと登記事項証明書ですが、そういうものを利用するという形で商業登記の取引の安全というものは図られておる面が非常に大きいようございまして、余り一般の利用者の方々が閲覧が有料になるから困るというふうなことをおっしゃらないわけではございまして、そうだとするとかなりへんばな利用がされているのではないかと感じます。

もちろん、ただで利用できれば何でもただの方がいいわけではございましてけれども、しかしそれはほかの人の負担にのいてやるということになりまして不公平ではないかと。そういう意味で、先ほど申しましたように、商号見出し簿等をつくりまして一般の利用者の正当な利用についてはできるだけ便宜を図るという方向で考えてまいりたいというふうな思つております。

○千葉景子君 そうすると、今類似商号の調査などににつきましては商号見出し簿というふうなものを備へたいとおっしゃつていらっしゃる。商号見出し簿以外にも、何か無料でこれまでどおり閲覧できるような形というのははかには考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 今のところは、そのほかには特にニーズとの関連でどういうニーズがあるかということを考えてまいりますと、閲覧という形で利用されているのは一番それが大きいのではないかと。もう一つは、一番それが大きいのではないかと。もう一つは、一番それが大きいのではないかと。もう一つは、一番それが大きいのではないかと。

○千葉景子君 わかりました。

それでは、次の問題点をお聞きさせていただきます。

今回、不動産登記法の改正で休眠抵当権の抹消の問題が改正になっております。これは百四十二条ということになるかと思ひます。この休眠抵当権の抹消につきまして、これは供託金を納めて

ということになるかと思うんですが、この供託の性格等を含めて御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(藤井正雄君) 抵当権などで明治時代とか大正時代とか非常に古い時期に設定されたものが、そのまま抹消されないで現在まで残っている、そのために地方公共団体の買取であるとかそのほか任意売買その他で、これがあることが非常に障害になって何としましてほしいという要望がかなりあるわけがございます。

それは登記義務者、つまり抵当権で申しますと抵当権者が行方不明であるがために、任意に抹消に応じてもらえないという場合でございますけれども、そのための規定が百四十二条にあるわけでございますが、なかなかこれでは附い切れない。そこで、債務者の方が任意に弁済して債権証券や受取証券の交付を受けられない、そのために抹消できないのでは困るというになりますので、債務者のみですることのできる供託という制度を活用して、債務者単独で抹消登記をする道を開こうとするものでございます。したがって、ここでいう供託というのは弁済供託であるというふうに把握をいたしております。

○千葉景子君 これは取引上、これまでもいろいろと問題を生じていた点でございますが、こういう形で処理ができるということは非常に効果があるのかというふうに思っています。これにつきましては今弁済供託ということ、それで債務を消滅させるという効果をもたらすということと受け取っていいですね。

○政府委員(藤井正雄君) 債権者の所在が不明であるために受領不能であると。そこで弁済供託の要件を満たすわけでございますから、債務の弁済をして債務を消滅させるということでござい

す。

○千葉景子君 それでは少し総論的な面、前回にもお聞きいたしておりますけれども、何点かお尋ねをしたいと思っております。

一つは、ずっとこれはお尋ねしているわけですが、移行に伴う登記事項の範囲の問題、もう十分御説明をいただきまして、現在事項を移行するというところで承知はしているわけなんですけれども、前回参考人の御意見等を聞きまして

も、やはり登記の経歴等を非常に必要があるんじゃないかというふうに私は思っています。川井先生もおっしゃっていただいたのは、むしろ登記に公定力がありま。となると、やっぱりこれが正当な真実の内容のある登記かどうかというのには前にかのぼって見なければはつきりしないという点もござい

ます。

また、参考人から御説明がありましたように、その前が譲渡担保であるとかあるいは非常に短期間に転々と登記移動がなされているとか、そういう点が取引をするに当たって非常にいろいろなそれを見る材料になってくるということがあろうかというふうに思っています。そういう意味では、移行については現在事項だけで足りるかということ

を私は非常に疑問に思っております。

それから、法務大臣官房参事官でいらつした田中康久さんも、ある文の中で、この問題点というのは外国の例なども引いて御指摘をなされているところなんです。法務省の内部でも、そういうことになりまして、本当に現在事項の移行だけでよろしいかというの、どうももう一回検討し直すべきところではないかというふうに思っています。それがいいかがでしょう。

○政府委員(稲葉威雄君) これは、先ほども申しましたように、事項過多移記の場合には、そういうことを先生御指摘のような方向で考えるということをや

ういう余計な情報を移行するための費用を制度全体として負担しなければならぬということになるわけでございます。

そういう点で基本的な情報だけとは大きく入力して、あとそれに対してプラスアルファの付加価値のある情報を求めようとする方は、それなりのコストを別に負担していただくというやり方が現在のところ、こういう事業をやっていくためには一番適当なのではないかと、いうふうに考えているわけでございます。ただ、もちろん過去の情報というものが非常に多い頻度で求められるということになりますと、登記所の手間自体も、別々にこれを出すというのは非常に手間でございますし、むしろそれは電子情報の形で一通の証明書の形に処理した方がいいということになるかと思

います。

ただ、これまでの枚数過多移記あるいは粗悪用紙移記とか、そういうのは現に効力を有する事項しか移記していないわけでございますが、そういうもの例を見ますと、それほど利用頻度が高いわけではないという実態があるようにござい

ます。

そういうことで、若干そういうことをおっしゃる方々は御念論と申しますが、抽象的にはそれは多いにこしたことはないわけでございますが、それと実際の需要とのバランスというものをどこに求めるかというところについてそれぞれ確認が

あつておっしゃっておるわけではないように思っています。

したがって、私どもとしては、さしあたりはそういうことで処理させていただきたいと思

いますが、将来にわたりまして利用状況を長期的に観察いたしまして、もしそういう需要が、ニーズが非常に多いということございましたら、その移行のやり方というのについて見直しを

するということとはやぶさかではないというふうに考えております。したがって、さしあたりはそういう意味では、こういう型で基本的な情報を移行する、そしてできるだけ経費を削減するという行き

方

○千葉景子君 今御念論というお話も出ましたけれども、むしろこれは登記の本質の問題でして、やっぱり経歴が公示をされているということ自体が不動産登記の意味ではないかというふうに思っています。そういう意味では確かにいろいろな経済的な問題、それにかかる手間ということもあろうかと思うんですが、それと安易ではないかというふうに考えざるを得ません。

ただ、今後需要に応じては再検討なさる余地があるということでございますので、ぜひそこは考えていただきたいと思

います。

この間から費用の問題というのを出ておりますけれども、現在事項を移記するという場合と、それからこれまでの今登記簿にあるものを全部移記する、あるいは例えはその間の一定の年限の分を移記するとかいろいろな形があるかと思

うんですが、それでは具体的な御試算をなさって、今のよう

な非常に経済的な不利益があるというようになことをおっしゃっていらつしやるんでしょうか。

その辺も御聞かせいただきたいんですが。

○政府委員(藤井正雄君) この移行コストの問題は、不動産の所在する地区であるとかあるいはそれが土地であるか建物であるかなどいろいろな要素によって必ずしも一律でないものでありますけれども、移行コストのうち、特に登記事項の入力それから移行確認に関する部分は移行の範囲が大きいか小さいかによってそれが直接にコストに影響してまいるのであります。

それで、甲区及び乙区的全登記事項のうち、現に効力を有しない事項の占める割合は推定で約六割、逆に申しますと現に効力を有する事項は四割、こういうふうに推定をされるわけでありまして、これをベースに費用の比較を行いますと、現に効力を有する事項を移行した場合の費用は全部移した場合の約五五%というふうに推計されております。ですから、平たく申しますと、全部移行

ついでいろいろの対策、個人のプライバシー保護などにつきましては、これはまさに法務省の責任において十分な配慮を怠らなければならぬわけでございます。

その行政事務それ自体は、大臣の監督のもとに行われるわけでございます。特に日常の業務運営について改めて第三者的な監査機関を置くというところは考えていないわけでございますが、今後、今お話のございましたように、新しい制度を導入するとか、コンピュータシステムの導入をするとか、システムの基本的な構造を変更するとかといったような場合には、これはやはり国民にもいろいろ影響を及ぼすことがあり得るわけでございます。そういう必要があるというときには、これはしかるべき機関に諮問をするということが必要であると思っております。

現に、法務省には法務大臣の諮問機関として民事行政審議会というのがございまして、これには民間の学識経験者、その他の方々を委員といたしまして、民事行政の運営について法務大臣の諮問に答えていろいろの建議をするという役割を担っていただいているわけでございます。そういう必要が生じた場合にはいつでも民事行政審議会に諮問をしていただいて、そこから適切な御意見をいただくということが考えられると思っております。

○千葉景子君 ぜひさまざまな懸念のないように、今後の運用も行っていただきたいというふうに思っています。

ところで、この間視察をさせていただきました。あそこはパイロットシステムということで、特別な環境に置かれているといつてもいいかと思うんですが、今後コンピュータ化ということになりますとそこで働いている皆さんですね、職員の皆さんの労働衛生といいますが、環境づくり、こういうものが非常に大きいかと思うんです。最近大変OA化に伴う精神的な疲労であるとか目の疲労であるとか、そういうことが指摘をされている中で、非常にこれは今後の問題として大きい課題だと思いますけれども、そのあたりにつ

いては既に基準づくりとかそれからその整備、検討をされていらっしゃると思っております。その点についてどんな方向になっているか御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(藤井正雄君) コンピューター化をいたしますと、職場内で今まで簿冊を持ち歩き、それを開いたり閉じたりあるいは外したりといったようなそういう作業がなくなります。そういう面では職場の執務環境がかなり大幅に改善される面があると思っております。騒音とかはこりとかいろいろな点では良好な執務環境を得ることができるといふふうに今考えております。

反面、コンピュータによる事務処理ではVDT作業による健康への影響が考えられるところであります。ディスプレイの画面を見て仕事をするということが人の健康上あるいは作業上、そしてまた職場環境上という影響を与えるかというところの問題がございまして、これには十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

板橋出張所におけるパイロットシステムの検証評価の中でVDT作業の職員に与える影響、これに対する適切な管理ということが一つのかつ重要なテーマになっておりまして、その中でも一定の報告がなされております。

VDT作業それ自体につきましては、労働省の労働基準局長通達で「VDT作業のための労働衛生上の指針について」というのがございまして、さらに人事院職員局長通知の「VDT作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理について」というものもございまして、ここに一定の基準が示してございますが、パイロット・システム評価委員会は登記事務の特殊性を勘案した上で、いろいろな方面から分析をいたしまして、先ほど申し上げました労働省あるいは人事院の通達等にも準拠いたしまして、「登記事務におけるVDT作業のための労働衛生上の指針」というものを策定して報告がなされております。そこで、基本的にはこの指針に基づいて環境管理、作業管理、健康管理を行っていきたくと考えております。

○千葉景子君 VDT作業につきましては、いろいろな指針といえますが、基準づくりがなされていきますけれども、まだ固定されたものではなくてそれで十分だろうかという議論も今進んでいるところかと思うんです。そういう意味では、今後ともぜひ一番携わっている方が経験上あるいは自分の健康を一番よく認識しているわけでございますので、そういう職員の皆さんの意見等を尊重していただいて健康破壊などのないような措置をお願いしたいと思っております。これは時間とかあるいは照明とか明るさとか、登記所そのものの構造にもかかわってどうするかと思っておりますので、ぜひこの点については十分な御配慮をいただきたいというふうに思います。

時間も限られてまいりましたので、今回のコンピュータ化に直接はかわりませんが、不動産登記法などの今後の問題点等について一、二お尋ねをさせていただきますというふうに思っております。

一つは、前回参考人から御指摘があった問題でもあるのですが、現在不動産登記におきましては登記原因証書、それとそれがない場合申請書副本でかえる、こういう二本立ての制度がなされております。これについては多々意見がございまして、登記原因証書をも必要の添付書面とすべきではないかという意見と、それから逆に、いやこれは余りもう現実的には原因をそのままあらわしているとは限らず、むしろ申請書副本で一本でいった方がいいのではないか、こういう御意見もまた一方ではあるようでございます。そういう意味では、一体これは今後どういうふうに考えていった方がよろしいのか、その辺をお聞きしたいのですが。

これは似たような制度で道路運送車両法ですが、これに基づきまして車については登録の場合に譲渡証書を添付するというものになっているわけなんです。きょうわざわざ運輸省の方からお越しただいたんですが、これは必要なのか、これを添付しなければいけないという書類だと思いま

す。この理由、根拠というのはどういうところにございますでしょうか。

○説明員(豊島達彦君) 御説明いたします。

未登録の自動車の登録、すなわち新規登録でございます。または、既登録で所有者の変更を伴う自動車の登録、すなわち移転登録でございますが、こういう登録に際しましては、登録の原因を証する書面として道路運送車両法の規定に基づきまして、譲渡証明書という書類の提出を要することになっております。この自動車の所有権の移転を証する書面としましては、一般的には売買契約書を用いることも考えられますが、自動車の新規登録または移転登録の場合には、所有権の譲渡につきましては三つ大事なことがございまして、一つは譲渡の年月日、もう一つは車名、車台番号等の自動車の同一性、もう一つは譲り渡し人と譲り受け人、これが必要最小限の事項でございまして、こういった点につきまして、様式を定めましてこれらの事項だけを定型的に記載するようにした譲渡証明書によりましてこれを確認しているものでございます。

この譲渡証明書の制度によりまして、申請人の余分な負担の軽減を図るとともに、大量の申請を短時間に取り扱います陸運支局等における審査業務の効率化を図っているものでございます。

なお、この譲渡証明書につきましては、道路運送車両法によりまして、二通以上の交付または虚偽の記載を禁止いたしております。このようにすることによりまして譲渡証明書の記載と自動車の所有権の真正な得喪の合致を期しているというところでございます。

○千葉景子君 今御説明をいただきました。これも必ずしも契約書そのままだというような問題ではございません。そういう意味では、現在使われている原因証書もやはり契約書そのものとも限らないわけでございます。この辺については、今後車の場合と同じような何か一定の統一的なものにするとか、いや今のままで問題点としてはとりわけなさそうだと考えていらっしゃるか。車と土地の

違ひとか、こういうこともあらうかと思うんですが、法務省はこの点については今後御検討なさるか、そういうことはございますか。

○政府委員(稲葉威雄君) 車の場合に比べますと、不動産をめぐる権利関係というのは極めて複雑でございます。多種多様な権利関係が招来するということがあるわけでございます。それとともに、この原因証書というのは二つの機能を私どもも持っているというふうに考えておりまして、その一つの基本的なものは、登記済み証を作成する素材になることとでございます。そして、登記済み証というのは、さらにその次の登記申請の真正と申しますがきちんとして行われる、登記の移転を公証するものとして登記済み証というものが極めて重要な役割を演じているという、登記済み証というのはそれ自体有価証券ではないわけですが、その所持人が権利者であるということを強く推認される証拠書類としての意味を持つという意味でございますが、そういう意味を持っているわけでございます。

それとともに、権利変動が真実であるということの確かさを証明するという機能もあわせて持ち得るだろうというふうに思っているわけでございまして、そういう意味では、登記済み証が基本的には原因証書によってつくられるというところの方が望ましいというように思っております。

これも地域差がございまして、関西地方では原因証書によって登記済み証をつくる、つまり登記申請書には原因証書を添付するという、そういうことが一般的であるようでございます。関東、東の方でございますと、謄本、あるいは北海道もそうでございますが、そういうふうな地方ですと、どうも副本で処理するということがかなり多いようでございます。これはそういう商慣行と申しますか、そういうものが背後に潜んでいるのではないかと、そういうふうな機能を持っている以上は、これはできるだけ原因証書というものは利用した方がよろしいと思っております。

しかし、その利用のやり方についても限度があり得るというふうに思っております。それは時効取得なんというのは、多分車の場合にはめったにないと思っておりますけれども、土地等の場合には、これは十分あり得るわけでございまして、こういうものについてはそんな原因証書というふうなものとはちょっと考えられないということになるわけでございまして、そういう点あれこれ考えてまいりますと今の制度でしばらくやってみて、なお各界の御意見を伺って今後どういうふうなこの制度を直していくのかが、特に登記済み証がなくなつた場合の保証書の制度とも関連いたしまして、今後なお詰めてまいりたいというふうに思っております。

○千葉景子君 今ちょうどお言葉が出ました保証書の制度ですね。これも前回少し見直しというか、検討をしたいというふうな御回答をいただいた。いたやうな気がするんですけれども、これは今後どんな方向で御検討なさるおつもりでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 保証書の制度は登記済み証がない場合、なくした場合等に、その登記申請の真実性というものを担保するために保証人が保証書を出すということによって賄おうというところでございまして、必ずしも本場に保証をするのに適する人が選ばれているかどうか、あるいは真実その保証書制度というものがうまく機能しているかどうかという点について疑問があるわけでございまして。近代の権利関係の流動化ということにかんがみまして、その保証人となる者の適格性というふうなものについて、特にこれは今後検討してまいらねばならないのではないかと、このように思っております。

○千葉景子君 時間が参りましたので、これは特に質問の通告はさせていただいておりませんけれども、法務大臣、ぜひこの改正に当たりましては利用する者の便宜といいますが、こういうものを損なわないような形でやはり進めていただきたいというふうに思っているんですけれども、ぜひ法

務大臣としての今後の取り組みに向けての考えの基本、御決意をお話しいただきたいと思っております。

○国務大臣(林田修三君) 今回の登記のコンピュータ化は登記を明確にしあるいはまた、登記が違つ場所においても引き出し得るというふうな利用者の便宜ということを十分考慮いたしまして行い始めておるものでございまして、今後とも、したがって登記を利用する人たちのことを十分配慮いたしまして取り進めてまいりたいと存じます。

○千葉景子君 終わります。

○下稲葉耕吉君 私は、電子情報処理組織、いわゆるコンピュータシステムを用いまして、不動産登記であるとかあるいは商業登記を行おうとする今回の制度の導入は時代の趨勢に沿うものである、当然であるというふうに思うわけでござい

ます。先般来、審議の過程で伺っておりますと、十五年間も全国的な制度が整う、気の遠くなるような話でございまして、もう少し早くできぬものかなという強い感じを持っておるわけでござい

それはそれといたしまして、登記業務は直接国民の権利に深くかかわり合っているわけでございまして、国民生活に強い影響を与えておられますだけに、この移行がスムーズに行われるようあらゆる配慮が必要であるというふうに思っています。

そこで、コンピュータに関連いたしまして新聞等を見ますと、よくコンピュータの事故が報道されたりあるいはまたコンピュータ関連の犯罪の報道等がなされるわけでござい

ます。他面、今回は政府がおやりになることだから間違いないだろうという国民の信頼感というふうなものもあるだろうと思つてござい

そこで先日、東大の教授の大須賀参考人の意見にもございまして、私はこの制度がうまく運営されるかどうかという問題の一つの大きな柱は、安全性、信頼性という問題であらうと思つてござい

ます質問の前提といたしまして、私の理解を確認したために三つほど伺いたします。この制度が完成された際には法務省民事局、これは登記情報センター、こういうふうな書いてござい

ます。それから法務局、地方法務局、これは五十ぐらいある、それから約千二百の登記所がある、これが分散処理とはいへリアルタイムの全国一つのネットワークで結ばれる、こういうふうな理解いたしておりますが、これが正確かどうかというの

○政府委員(藤井正雄君) 第一点でございますが、登記所において登記されますと、それは直ちにバックアップセンター及び登記情報センターにデータが伝送されまして三カ所において蓄積をされるということになります。

それから第二点でございますが、全国の法務局、地方法務局、それから支局、出張所全部に原則としてコンピュータをそれぞれ設置するとい

う考えでございまして、小規模の出張所につきましては端末のみを置いて隣の登記所のコンピュータ本体につなぐというシステムでござい

ます。それから第三点の商業登記でございますが、これは電算化された際には本店において本店の登記と支店の登記と同時に進めるということとござい

○下稲葉耕吉君 そこで、私は私なりに安全性、信頼性を保つためには三つの要件がある、こういうふうな考えるわけでござい

要件といいますが、この業務に携っている人の問題。二つ目は、組織的な要件。安全性、信頼性のために組織というものが十分機能しているかどうかというふうな問題。三番目は、この組織を運営するために法的なバックアップといいますが、例えば刑法令の適用だとかというものが十分に行われているかどうか、そういうふうな考えるわけでございます。

そこで、人的要件につきましては、これはもちろん法務省の関係者の方々がおやりになるわけでございます。特に重要なものは、いわゆる登記官の方であらうと思っております。もちろん人的人格的に立派な方が、しかも経験豊富で職責の重大さを自覚いたしまして、本当に正義感に燃えてお取り組みいただくというふうに思います。

先般現場を見させていただいて、登記官の方はそういうふうな意味では比較的责任の重い方でございます。年輪的にも機械に弱いみたいなお話も伺いましたけれども、そういうふうな問題は、今申し上げましたような人的な問題はいろいろ法務省で考えられていることは万全である、万全にしたいだきたいということで、きょうは二番目のまず組織的な要件と申しますかをお伺いしたいと思います。組織的な要件というのは一番最初におきまして、人的要件というのは、これは信頼関係が中心になるわけでございます。ただし、信頼がもたらん前提に立つわけですが、信頼するしないにかかわらず組織的に問題が起きないように体制をつくるということが大事なことだと思っております。

そこで、組織的な問題として御説明を受けましたのは、分散処理・三階層ネットワーク方式と、それから登記官コード及びパスワードを入力しない限り登記ファイルに変更を加えられない。これが大きな柱であると思っております。これは当然のことでございます。結構なことだと思っております。三階層で従来どおりおやりになって、そして天災等に対しても、例えばそれぞれの段階でバックアップされるというふうな処

置ができておるわけでございます。結構なことだと思っております。ただ、最初に確認のために申し上げましたけれども、従来なかったこととは何かといえますと、全国のリアルのコンピュータによるネットワークができるということでございます。その点は従来余りなかったわけですが、その辺についての安全性の点検というのが私は大事じゃなからうか、このように思うわけでございます。

昨年の五月に、刑法等の一部改正によりまして、電子情報処理組織に関する不正行為に対処するための刑法の一部改正というふうなものもなされた。そういうようなこともその一つのおれだと思っております。

そこで、その当時いただきました資料を見てみますと、「コンピュータ関連不正行為の発生状況」、法務省の関係資料でいただいたものでございますが、これは「CD犯罪以外のコンピュータ関連不正行為」として犯罪の認知状況が出ております。「不正データの入力」、「データ・プログラム等不正入手」、「コンピュータ破壊」、「コンピュータ不正使用」、「プログラムの改ざん・消去」、そういうようなこと、それから「銀行」、「農協」、「信用金庫」、「郵便局」、「サラ金・クレジット」、「大学」、「官公署」、「その他」というふうなことで資料をいただいております。これによりまして、内部犯行が六十一件、外部犯行が九件、不明が四件、計七十五件、こういうような実態になっておるわけでございます。

そういうふうなことを前提とし、そしてまた最近の新聞報道でもおわかりになりますように、例えば西独のハッカーが数年にわたって五十の米軍コンピュータシステムに侵入しまして、その中にはSDI計画関係も入っていたというふうに伝えられております。あるいは国内におきましても、端末機の不法な操作によりまして他人のデータを盗用いたしまして、年金を引き出した事件等も報道されております。あるいは筑波の文部省高

エネルギー物理学研究所のコンピュータに西独のハッカーが侵入して、西ドイツで捕まったというふうな事例等もあるわけでございます。

先ほどお話しのように、Aの登記所でBの申請を受けられる、商業登記の場合の先ほどのお話をすね。そういうふうなことでございまして、私どもは、組織的にそういうふうなのを防止するためにどういうふうな対策をお考えになっているかどうか。これをお伺いしたいのが第一点です。

それから第二点は、パスワードだとか登記官コードに関連いたしまして、私も野球が好きです。よくテレビを見ておりました、キャッチャーとピッチャーがよくサインを出してあります。あるいは監督がサインを出している。あれが毎日同じサインだったら盗まれると思うんです。そういうふうな思いがあります。あるいはかつての戦争のときに、日本の暗号が米軍にとられちゃいました。解読されちゃって、そして大変ひどい目に遭ったというふうなこともあるわけですね。それから、現実には今度暗証番号を使っています、CD犯罪等を見ても、暗証番号というのは大体生年月日だとか電話番号だとか、そういうふうなものがよく使われているわけなんですけれども、そういうふうなことで盗用されるというふうなこともあるわけですね。

そこで、登記官コードあるいはパスワードの更新につきましては、十年一日のごとくだとやっぱり組織的な問題が必ず起きてくる、そういうふうなことにいつか配慮しておられるかどうかというところをお伺いしたいと思います。

それからもう時間も参りましたので、せっかく刑事局長がお見えになっておられますから一言だけお伺いいたしておきたいと思っております。先般の刑法改正によって、先ほど懸念している申し上げましたけれども、あれで十分対応できるのかどうか、ハッカーなんかについてどういうふうなことなのかどうか、あるいは資料を不正に入手された場合に手数料を出せば見られるんですが、手数料も払わぬでございまして持っているような場合

等もあるだろうと思っております。その辺についての法的要件、これについてお伺いしたいと思っております。

○政府委員(藤井正雄君) 組織的な対策でございますけれども、既に先生御承知のように、登記ファイルの更新のために、受付、調査、記入、校合という登記事務の手順に従ってそれぞれの端末を順次操作し、かつ登記官コード、パスワードをもつてしなければいけない、登記ファイルの更新のための業務プログラムを稼働させるには当該登記所の端末からしかできない、こういう仕組みではかからはできないというふうなことにいたしております。

なお、パスワードは一定時期でもってこれを改めるといふことにいたしております。

○政府委員(岡村素子君) 委員の方から御指摘のありましたコンピュータ犯罪の類型別の資料の点でございますが、当時の資料によりますと先ほど御指摘のありましたように、不正データの入力等五つの類型に一応分けて資料をつくっておったところでございます。これらの類型に当たったかどうかということにつきましては、具体的事実関係をどう見るといふことでございまして、具体的事実関係を離れて一概にお答えをいたしかねる点もあるわけでございます。

五つの類型につきましては一般的に申し上げますと、データ、プログラム等の不正入手という類型とコンピュータの不正使用という類型につきましては、正面切ってこれを処罰するための新たな罰則の規定は設けておられないところでございます。

しかしながら、例えば窃盗であるとか業務上横領であるとかいったことがデータ等の不正入手の場合に適用され得る余地というものはあるわけでございます。それ以外の三つの、不正データの入力、コンピュータの破壊、プログラムの改ざん、消去、こういった類型のものにつきましては、例えば電磁的記録の不正作出であるとか電子計算機損壊等の業務妨害であるとか電磁的記録の毀棄であるとか、こういった新たな犯罪類型を設

けまして適切に対処できるようにいたしましたところ
でございます。

なお、ハッカーという問題がございましたが、
これも具体的事実関係いかんによるわけござい
ますけれども、事実関係によりましては、電磁的
記録の不正作図とか毀棄あるいは電子計算機損
等の業務妨害といった新たな罰則で対応するこ
とは可能であるわけであります。

○下稲葉耕吉君 終わります。

○猪熊重二君 きょうは、この法案の改正事項に
ついて少々伺いたいと思います。

細かい点で非常に恐縮でございますけれどもよ
ろしく願います。改正の条文に従って逐次お
伺いしたいと思います。

まず、二十一条に附属書類に関して規定がある
わけですが、甲号事件、要するに権利関係の登記
申請における添付書類はここに言う附属書類の中
に含まれるわけでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 附属書類に含まれま
す。

○猪熊重二君 ほかのものは、地図とか建物所在
図とかこういうものについては閲覧と同時に写し
の交付請求ができますけれども、添付書類、すな
わち附属書類についてはなぜ閲覧だけが認められ
て写しの請求ができないんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記は、登記された結
果を公示するという制度でございます。登記を
するために登記官の審査の必要上添付させた書面
につきましてはそこまで公開の必要性がないとい
うふうに考えられていたものと思えます。

○猪熊重二君 ただ御承知のとおり、閲覧という
のは見ることなんです。映画や絵だつたら見るだ
けでいいけれども、添付書類は見て頭の中に入
れて持つて帰るのが大変なんです。添付書類を見
るだけでなくて、写しがもらえるということは
非常に実務の上において便利だし重要なことなん
です。添付書類、すなわち附属書類についても写
しが請求できるような手を考える余地はありませ
んか。

○政府委員(藤井正雄君) 添付書類は非常にいろ
いろなものがあるわけでありまして、量も非常に
多いし、実際の問題と申しますと、これの写し
をつくるというのは大変な手間がかかるという問
題がございます。

それから添付書類の中には戸籍簿本であるとか
住民票であるとかというように、これはまさにプ
ライバシーにかかわるようなものもございまし
て、そのような写しを登記所の方から卒然と出す
ということがいいかどうかという問題もございま
す。あるいは印鑑証明とか委任状とかいったよう
なもの、写しをつくるということ、それを私人
に渡すのがよろしいかどうかという問題も出てま
いるかと思えます。先生御承知のように、訴訟
にでもなれば、これは裁判所からの送付嘱託でも
って送りまして、その写しがつくられるというこ
とがございますが、そういう公的な手続以外の場
面でもって添付書類の写しを交付するということ
については現在のところ消極でございます。

○猪熊重二君 確かに二十一条で「何人ト雖モ」
といつて、全くだれにでもということなら別です
けれども、この附属書類の閲覧ないし写しがもら
える場合には、そこに書いてあるように「利害ノ
関係アル部分ニ限り」というふうに限定があるわ
けですから、全くだれにでも自由にいろんな添付
書類を見せてそれで写しを渡す、こういうわけじ
やございませんから、いろいろ検討していただき
たいと思います。

というのは、今局長がおっしゃられたように、
仕事をしている上において登記所へ行って目で見
て何とか頭の中へたき込んで覚えてくる。實際
に印鑑がどうだとかあるいは委任状の署名がどう
だとか、こういうことを明らかにするために裁判
所から嘱託して送ってもらわれないと見れないわ
けです。手元に置いて見ることができないという
ことになるわけで、この辺また検討してみたくだ
さい。

次に、二十四条ノ二についてお伺いします。
閉鎖登記用紙の保存期間を一般的に二十年から

三十年に延長し、また土地については二十年から
五十年に改正法で延長しているわけですが、この
延長した理由についてお伺いします。

○政府委員(藤井正雄君) 現在二十年となつてお
りますのは、昭和三十五年に改正をしたものでご
ざいまして、従前三十年であったものを短くした
わけでありまして、これは一つには、登記所にお
ける閉鎖登記簿の保存スペースにも事欠くといつ
たような状態があったことが背景をなしておるわ
けであります。しかし、これについてはいささか
短いという御批判がございました。特に、土地に
つきましてはそういう御意見が非常に強かつたよ
うでございます。

そこで今後、順次移行作業が終わつて電磁的記
録として保存されるようになりますと、閉鎖登記
簿それ自体は利用の頻度が非常になくなるとい
うこともございまして、登記所のスペースの上で
余裕ができるということも考えられますので、そ
ういった物理的状況もあわせ考えまして、この際
延長した方がよろしいのじゃないか。土地につい
ては特に必要性が高いものでございますから五十
年にし、建物は、その建物の寿命などがございま
すのでそれほど長くなくてもいいのじゃないかと
いうことで三十年としたわけでございます。

○猪熊重二君 この条項に直接関係があるわけじ
やありませんが、先ほど申し上げた添付書類、特
に附属書類と言つても添付書類、これの保存期
間、保存の始期、終期はどういうことになりまし
ようか。

○政府委員(藤井正雄君) 附属書類の保存期間
は、不動産登記法施行細則によりまして十年とな
つております。

○猪熊重二君 始期、終期。

○政府委員(藤井正雄君) 申請書受け付けの日が
始期でございます。

○猪熊重二君 次に百四十二条についてお伺い
いたします。

この百四十二条で、一項に「登記義務者」とい
うことが書いてあるわけですが、この「登記義務

者」というのは登記簿上にあらわれている登記義
務者だけに限定するのか、それともその承継人も
含む趣旨なのか、いかがでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 承継人を含む趣旨で
ございます。

○猪熊重二君 そうすると、例えば共同相続人中
の一人が行方の知れないような場合はどのように
処置するわけでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 全員の共同申請という
ことに原則はなるわけでございます。その場合
には、その者だけが問題になるということになろ
うかと思えます。

○猪熊重二君 いや、その者だけが問題になると
いう答えじゃちょっとよくわからないんで、結局
共同相続人中行方不明の方がおられれば、この方
についてはこの条項による手続ができる。他の共
同相続人についてはもちろん通常の手続が必要で
それを一括してできる、こういうことではない
か。

○政府委員(稲葉威雄君) そういう趣旨でござい
ます。

○猪熊重二君 それから、先ほど千葉委員の質問
に対する局長の答弁の中に、行方の知れないとい
うことは結局受領不能であるということに考えら
れる、したがって受領不能を理由にする弁済供託
というふうに考える。こういうふうにおっしゃら
れたと思うんですが、もしこの登記義務者の行方
の知れざるときというのを受領不能というふう
にお考えになるんだつたら、受領拒絶の場合をこ
の中に含めて考えることはできませんか、できま
せんか。

○政府委員(藤井正雄君) 受領拒絶の場合は考え
ておりません。

○猪熊重二君 ただ、行方が知れないということ
で受領不能だということであれば、受領拒絶の場
合であっても受領不能とはほとんど供託のための法
的効果としては同じなんであつて、もしこれを含
めればこの条項に従つて簡単に抹消できるけれど
も、受領拒絶は含まないのだということになる

と、受領拒絶を理由にして供託まではできるけれども、抹消するためには結局判決なりをもらわねばならぬということになって手続が非常に面倒になる。だとすれば、この行方不明ということが即受領不能というふうにも考えられるなら、受領不能と受領拒絶はほとんど概念的に取り扱い上同一にできるから、そうしたら、その方が簡易抹消のためには便利だと思いますが、いかがですか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは共同申請の例外規定でございます。要するに、相手方が所在不明で共同申請ができないということを理由にして、受領拒絶の場合には、あくまで人はいるわけでございます。共同申請ができる以上は共同申請の原則どおりやっていたらいいというものが登記法の精神ではないかというふうに思っております。

○猪熊重二君 同条の三項、新設の部分について伺います。

この新設条項によると、債権の弁済期より二十年を経過するというのが一つの要件になっております。そうすると、債権の弁済期の問題で、まずこの債権の弁済期は何によって確定しますか。

○政府委員(藤井正雄君) 古い登記でございますと登記簿に記載してございますので、それを基準にいたします。

登記簿に記載がございません場合には、債権証書その他の書類によってこれを認識することになります。

○猪熊重二君 債権証書等もなく、他に書面的に確定できるものがない場合の弁済期はどのようにして確定しますか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記官は、提出された書類に基づいて審査を行う形式的審査権しか有していないわけでございます。これは登記事務処理を迅速に行うためにも必然的に出てくるところでございます。したがって、書類によってそれを明らかにすることができないというときには、この制度を用いることができないという結果になります。

す。

○猪熊重二君 そうすると、結局弁済期が確定できない場合には、この条項による簡易抹消はできないということですか。

○政府委員(藤井正雄君) この規定は、一定の場合に本来要求される共同申請の手続をとらなくても単独でもって抹消できるという簡易な、便宜的な措置を定めたものでございまして、そのためには、それが許可されるだけの合理的な範囲内のものでなければなりませんし、登記官の審査できるような状況のものでなければならぬわけでございます。その要件に当ってはまらない以上は簡易手続を用いることができません。これはまたやむを得ないのではありませんかと思えます。つまり、そういう場合、あくまでも本来的な手続は常に存在するわけでございますので、一定の限界を設けるのは制度としていたし方のないところではなからうかと思えます。

○猪熊重二君 債権の弁済期、証書でもあつて確定できればいいけれども、その辺がはっきりせぬとだめだとおっしゃられたんじや、三十年も五十年も昔のことで証書も何もないといったらほとんど使えないような規定になってしまふ。民法五百九十一条二項には「借主ハ何時ニテモ返還」返還というのはいくらも消費貸借の目的物です。「借主ハ何時ニテモ返還ヲ為スコトヲ得」というこの消費貸借の規定をもつてくれば弁済期はすなわち借り入れた日だと、借り入れた日を弁済期と考えてここから二十年ということ計算すれば弁済期は全部特定できると思えますが、いかがですか。

○政府委員(藤井正雄君) これは返還の時期を定めていない場合のことでございます。期限が決まっていなくて、そういう場合は、例えば時効期間を考へるに当たりましては、時効が即時に進行するということふうなことは考えられるわけでございます。すけれども、それと今当面の事柄とはちよつと場面が違うのではなからうかというふうに思うわけでございます。

この百四十二条は、債権の時効消滅を理由として簡易抹消を認めるものではございませんで、あくまでも債務者が単独でやれる債務消滅行為である弁済供託という制度を利用して初めてできるわけでございますので、その供託をする際の要件としてこのような定めをしているわけでございます。

○猪熊重二君 どうも今の説明では私は納得できませんが、また難しいことですから検討しておいてください。

次に、供託しろということのその供託の内容について、債権、利息、損害、これを供託しろと書いてあります。債権というのは債権元本なんですよ、が、利息を供託しろといった場合のその利息はどのように計算した金額になるんでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 利息は、こういう抵当権が付されているような債権でございますから、約定の利息ということになるかと思えます。

○猪熊重二君 損害は、債務の不履行によって生じたる損害の額はどのようにして計算しましょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 約定利息がございましては特別の定めがある場合もあり得ると思えますが、そういうことによつて処理するということになります。

○猪熊重二君 利息の場合には約定がなければ発生しない、これは当然のことです。損害金については約定の有無にかかわらず、金銭債権については弁済期後は遅延損害金が法定利率によつて発生するということになっていっていると思えますが、その辺の法定利率による法定の損害金ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) もちろん先生御指摘のように、債務不履行ということの評価ができるような場合でございます。これは法定の利率による損害金が発生するわけでございます。

○猪熊重二君 非常に細かくて恐縮ですけれども、この法定利率による損害金といった場合には、

も、民法の場合だったら四百四条に基づいて年五分、商法の場合は五百十四条に基づいて年六分というところで五分と六分の開きがありますが、この損害金に対して適用する五分、六分をどのように区分けして計算しますか。

○政府委員(稲葉威雄君) それは被担保債権の種類と申しますか、そういうものが商行為によつて生じた債務というふうな被担保債務が評価される場合でありましたら商法定利率が適用されるわけでございます。それ以外の、そう認定できない場合には民法の規定によるということになります。

○猪熊重二君 それから別のことでございますが、供託した時期とその供託書を添付して登記申請した時期との間に間隔がある場合、この間隔の間の損害金というふうなことは全然考慮することなく登記申請ができるわけでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは債務がその時点で消滅しているということをメルクマールにしている、要件にしているわけでございます。その時点で適法な供託がなされますとそこで債務は消滅するわけでございます。したがって、その後の登記申請が遅延したとしてもそのまま登記は受理することになります。

○猪熊重二君 わずかな金額でございまして、そのおかしな話ですけれども、しかし理屈の問題です。例えば三十八円であつたら百六十五円であつたら供託した。この供託についての被供託者の還付請求権は時効にかかるんでしょうか。かかると思えば何年で、その時効の始期はいつでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 一般の民法の原則による債権の消滅時効にかかるというのが判例の考え方でございます。十年の時効にかかる。その始期は事情によつて行使することができるようになった時期である。例えば紛争中であるとその紛争が解決したときというのが判例ですが、この場合には争いがないということが原則だろと思ひますので、供託したときから進行するということ

になるのではないかと考えております。

○猪熊重二君 供託者の供託金取り戻し請求権について伺います。

供託者は供託金取り戻し請求権を有しています。もし有していないとすれば、有していないことの法的根拠はどこにありますか。

○政府委員(藤井正雄君) これは一般の弁済供託だというふうに考えておりますので、いつでも取り戻しができます。したがって、取り戻し請求権は有しているというふうに考えております。

○猪熊重二君 そうすると、その供託書に基づいて登記申請をして登記は抹消できた。できた後、保有している供託書に基づいて供託金を取り戻しちやうとも構わぬ、こういうことになりませんか。

○政府委員(藤井正雄君) 民法の四百九十六条の二項によりまして、供託によって抵当権が消滅した場合には取り戻し請求権がなくなる、こういうふうになっておりますので、抹消登記された後は供託者の取り戻し請求権は消滅をいたします。

○猪熊重二君 普通供託したんだから登記抹消することになるんでしょうが、そういうふうになると取り戻し権はなくなる。しかし、被供託者の還付請求権も時効によって消滅した場合、この供託金はどうなるような処置になるんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 供託金は国庫に帰属いたします。

○猪熊重二君 次に、百五十一条ノ二について伺います。

この百五十一条ノ二には、法務大臣の指定する登記所においてはコンピュータシステムでやる、こういうふうな書き方があります。ここに登記所、法務大臣の指定という意味じゃなくて、この条項に書いてある「登記所」というのはどのように理解してよろしいんでしょうか。

はその支局、出張所が登記所としてこれをつかさどるということになっております。

○猪熊重二君 そうすると、ここにある登記所というのは、具体的に登記事務を所掌している法務局、地方法務局、その支局、出張所というふうに考えるわけでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) そのとおりであります。

○猪熊重二君 そうすると、いわゆる登記事務を取り扱ってない法務省本庁とか、あるいは登記事務を取り扱ってない法務局もしくは地方法務局があるかないか私は知りませんが、仮にそういう登記事務を本庁に取扱いしない法務局ないし地方法務局あるいは出張所によれば支局、出張所でもないんですけれども、そういう登記事務を取り扱ってない役所はここに言う登記所には入らないんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 法務省は登記事務を取り扱っておりますので登記所ではございませんが、法務局、地方法務局及びその支局、出張所はすべて登記事務を取り扱っております。

○猪熊重二君 そうすると、この百五十一条ノ二という条項によると、いわゆるバックアップセンターとしてのコンピュータによる登記事務の取り扱い、あるいは法務本省における登記情報センターとしてのコンピュータシステムによる登記事務の取り扱い等に関しては、この条文は全く無関係ということになりますか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記所に登記をされたデータは即時にバックアップセンター及び登記情報センターに伝送されますので、その限りにおいては登記所の手がそこまで伸びているということは言えようかと思えます。

にあるということとはもう間違いないわけでございます。一体としてデータが保管されているということは言えると思えます。

○猪熊重二君 手が伸びているとか延長線上にあるというふうなことははっきりしないんです。あつて、私が言いたいのは今回のコンピュータシステム導入において、いわゆる末端というか直接的なコンピュータによる登記事務を取り扱う登記所というものと、そのバックアップセンター、それから本省につくる登記情報センターという三階層ネットワークが今回の目玉なんだとか、あるいはこの後の条文でも伺いたいと思えますけれども、法文で言えば乙登記所において甲登記所の登記事項証明がもらえんとかいろいろ言っている。

その一番中核的な三階層ネットワークにおけるバックアップセンター、中核になる登記情報センター、これについての法律の規定が何もないにしろいうものをつくり出すとか、そういう仕組みになるんですとかということだったら非常に重大な問題だと思ふんです。

それで、この百五十一条ノ二に言う登記所の中にバックアップセンターの機能を保有するものとしての法務局もしくは地方法務局あるいは全国ネットワークの頂点にある登記情報センター、これについての規定はどこにあるんですかと、この百五十一条ノ二の登記所の中に入っているんですか入っていないんですかと、これを聞いていたわけなんです。明確にお願いします。

○政府委員(藤井正雄君) この百五十一条ノ二で言う「電子情報処理組織」というものが、民行審の答申に言うております分散処理・三階層ネットワークのコンピュータシステムを意味しているわけでございます。

登記事務を処理するコンピュータシステムの特性あるいは機能、構造といったようなものは、これは技術的問題に属するわけでございますので、特にそこまで法律には書いていないわけでございますが、そういったものを全部含めた組織として「電子情報処理組織」、こういうふうに言っ

ているわけでございます。バックアップセンターとか登記情報センターというものは、この処理組織の中にあるわけでございますけれども、ここに言う「指定登記所」とかあるいは管轄登記所とか、それ自体には当たらないと言ふべきではなからうかと考えております。

○猪熊重二君 これには当たらないとして、それでそんなことが書いてある条文は今回の改正法には一つもないんです。しかし、バックアップセンター、登記情報センター、これを設置するということの費用の問題とかその機能の重大性だとか、そういうことを考えたなら当然単に行政事務の問題だということだけでなくして、法律に規定するべきが妥当だと思ふんですが、これは見解の問題ですからこれだけにしておきます。

次に、百五十一条ノ三について伺います。

この登記簿に記載した事項の全部または一部を記載するということになっておりますが、この全部または一部というのは従前のとうるか、現行の謄本と抄本という概念とはほとんど類似というが対比されるようなものではないでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) そのとおりであります。

○猪熊重二君 同じ条文、百五十一条ノ三の二項について伺います。

この二項によると甲登記所の登記事項証明書を乙登記所に請求し得るということだけが書いてあるように思いますが、それだけの規定だというふうには読んでよろしいわけでしょうか。もう少し質問の趣旨を申し上げれば、要するにこの二項には乙登記所において甲登記所の登記事項証明書の交付申請ができるということが書いてあるんです、日本語で。だけれども、どういう仕組みで乙登記所において甲登記所の登記事項証明がもらえるかという、その方法とか手続についてはこの条項は何ら規定していない。ただ、乙登記所で甲登記所の分がもらえるよということが書いてあるだけなんです。

をもらうときに、今申し上げたような三階層ネットワークによって、電子情報処理組織によってネットワークに従って来るんだとか、あるいは甲登記所の職員が担いでくるんだとか、こんな方法については何も規定していないんです。ですから、この乙登記所において甲登記所の登記事項証明書をもたえるということについては、方法は、どこに規定してあって、それはどういう仕組みになっておりますかということをお伺いしたいんです。

○政府委員(稲葉威雄君) 不動産登記法の立て方の問題でございますが、ここでは専ら国民と行政とのかわり合い、つまり国民の権利義務について直接の影響の及ぼす事項についてのみ規定をするという形になっております。

したがって、利用者の立場からいたしますとここで指定されて、例えば板橋で渋谷という登記所の登記事項証明書の交付請求はできますよというところがこの規定によって指定が行われますと、その結果として板橋の登記所で渋谷の不動産登記の登記事項証明書がもらえるという結果が出てくるわけでございまして、そのプロセスがどうであるかということ、直接国民の権利義務には関係はない。しかし、私どもとしてはそういうことになった以上は、その結果はきちんと守られるようにシステムとしては構築する、こういう形で制度としてはできているわけでございまして。

○猪熊重二君 私が意地の悪いくだらぬような質問ですけれども申し上げたのは、先ほど申し上げたように、三階層ネットワークについても何ら法文に規定していないから、担いで来るんだか電子処理組織に基づくオンラインで来るんだか何もわからぬでしようということになってくるわけなんです。余りそんなことを言っているつもりはないので、次に移ります。

五項で、登記事項要約書は当該登記所にのみ交付請求し得るのであって、先ほど申し上げたような、二項のような乙登記所で甲登記所の登記事項要約書の交付を受けるというふうなことはできないというところでしうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 御指摘のとおりでございます。

○猪熊重二君 この登記事項要約書は、郵送料を納付して交付請求することは得ないんですか。得ないとすればその理由は、どういふことですか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは郵送の請求を認めません。現行のやはり閲覧にかわる制度だということ、この基本にあるわけでございまして、閲覧という制度は、その登記簿原簿があるところではないと本質的にできないわけでございまして、それと横並びにしたということでございます。

○猪熊重二君 六項の条文、文言中、「第一項及び前項ノ手数料」という規定がありますが、この「第一項」というのは、具体的に何に細かく言うか第一項だけなんですか。それとも、第一項の督促的な意味での第二項も含まれているというふうに読むんですか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは先生御指摘の後の方の考え方でございまして、第二項のものも含んでというふうに考えております。

○猪熊重二君 次に、百五十一条ノ四についてお伺いします。

本条に言う「登記事項証明書」、すなわち現行の謄本もしくは抄本とみなす規定の適用を受ける「登記事項証明書」という用語の中には、先ほどの登記事項要約書は含まれていません。

○政府委員(稲葉威雄君) それは含まれておりません。

○猪熊重二君 百五十一条ノ五についてお伺いします。

これはどういふ趣旨の規定で、この規定が適用されるのは具体的にどんな場合なんですか。

それからこの条項は、今回の磁気ディスクによる新しい登記システムをつくる場合の移行に関する事務とは無関係な規定なんですか。

○政府委員(藤井正雄君) 後の方からお答え申し上げますが、この規定は、磁気ディスクに記録さ

れている登記簿がディスクの容量に比較して非常に多くなった場合に新しい登記記録に移すための規定でございます。現在存在する、紙でできております登記簿を磁気ディスクによる登記簿に移す、その移行とかかりのある規定ではございません。

この百五十一条ノ五の規定、こういう規定が必要になりますのは、磁気ディスクの中に納められているデータの量が多くなつてまいりますとコンピュータ処理のスピードが落ちてまいります。そのために事務処理上非常に支障が生じる事態が生じますので、大体容量の八〇%ぐらいに達しますと、新しい磁気ディスクの方に現在事項を移して身軽にしてやる必要があるというこのために、こういう規定を設けておるわけであります。

○猪熊重二君 そうすると現在、例えばある土地の登記用紙、ある建物の登記用紙が非常に大部になったから、この地番もしくはこの建物の登記用紙を閉鎖登記簿にしようとして、それで遺棄して新しい登記簿の用紙をつくらうと、こういうふうなことになるわけですが、この磁気ディスクの場合には、ある土地、ある建物の記載事項が非常に分量が多くなつたから、そのところだけを、技術的にどうするか私は素人ですが、技術的に、何かちよん切るのかどうか知りませんが、そんなことで移すんですか。その辺はどういう方法を考へておられるんですか。

○政府委員(稲葉威雄君) その個々の登記事項が多くなつて登記簿が、登記事項証明書と申しますか、そういうものが非常に読みづらくなった、一覽性が確保できなくなったというの、今までと同じように七十六条ノ二という規定の準用によって処理するということになるわけでございまして、この百五十一条ノ五自体はそうではなくて、今局長が申し上げましたように、全体として登記簿の分量が多くなつたということになるわけでございまして、機能は七十六条ノ二とはちよつと違つて、こういうことにならうかと思ひます。

○猪熊重二君 それから、この百五十一条ノ五の一項、二項に「登記記録」という用語が突然出てくるわけですが、この「登記記録」という用語の概念定義を明らかにしていただきたい。特にこの「登記記録」という用語と「登記簿二記録システム」という概念とはどういふ関係にありまじうか、簡単にお願いします。

○政府委員(稲葉威雄君) 「登記記録」という言葉は、条文の上ではここで初めて出てくるわけでございまして、百五十一条ノ八という条文で後ろの方でございまして、「登記用紙」とあるのは「登記記録」と読みかえるという、こういう処理をやっているわけでございまして、その最も基本になる条文は、不動産登記法の十五條という規定であるいは十六條という規定でございまして、「用紙」という言葉が出てまいります。結局一筆の土地であるいは一つの建物ごとに登記用紙というものができて、それが一つの単位になっているというのを基本にして、この不動産登記法という法律はできているわけでございまして。

ところが、「用紙」という言葉は紙でございまして、これは使えなくなるわけでございまして、コンピュータの場合には「用紙」という言葉はそのまま使えない。そういたしますと、ほかに何かそういう情報が一筆とあるいは「個」とにかくりになっているんだということをあらわす言葉はないだろうかということを考えたわけでございまして、その言葉としてこの「登記記録」という言葉を使ったわけでございまして。

そういう意味ではなじみのない言葉でございまして、そういうものだというふうには御理解いただかないと、なかなか卒然として「登記記録」という言葉だけを聞いて、それでそういうものだというふうには御理解いただけないのは非常に難しいと思ひます。私どもとしてははかに適当な言葉が、そういう一くくりの情報だということを明らかにする、コンピュータの中でそういう情報だということを明らかにする、言葉が適当なものがないのでございまして、こういう言葉を使ったわけでございまして。

そういう意味では登記簿に記載されている事項

という言葉も、そういうことの申しと申しますか、一くくりになったものに記載されている事項を具体的に言っている、例えば甲区の記載とか乙区の記載とか、所有権に関する事項とか、そういうものを総体として言っている言葉というふうに御理解いただければと思います。

○猪熊重二君 この条項がいわゆる移行事務にコンピュータシステムへの移行事務に関する規定でないという、コンピュータシステムに移行するについて、移行の範囲であるとか移行するべき事項の範囲の問題等、先ほど千葉委員からいろいろ問題が出ておりますけれども、この移行事務に関する規定はどこにあるんでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 附則の十一條というところでございますから十八ページでございますが、この規定、「この法律の規定による不動産登録登記法、商業登記法その他の法律の改正に伴う登記簿の改製その他の必要な経過措置は、法務省令で定める。」、こういうことになっておりまして、これによって処理することになります。

○猪熊重三君 移行をする場合にどういうふうに移行するか、移行する記載の範囲はどうしようか、こうしようかというこんな重大な問題が、私みたいにぼうっとしているやつだとどこに書いてあるかわからぬ。ようやく見つけたら附則の十一条だ。しかし、ここには移行に関する事務的なことはほとんど何も規定していない。そうする

と、現行の登記簿を磁気ディスクに移行するということは、この条文で言った場合の「登記簿の改製」という概念の中に入ることでしょう。

か。

○政府委員（稲葉威雄君） そのとおりでございます。

○猪熊重二君　しかし、改製というのは、御承知でしょうけれども不動産登記法細則の附則の、昭和三十五年改正の二条とか、昭和五十八年改正の三条二号とか、その辺には改製という用語がありますけれども、そのほかどこに改製という用語があるか、私はちょっとまだよく見ていません

が、どうもそんなような現在の磁気ディスクへの移行事務をこの改製という用語の中に含めて考えられるかどうか、甚だ疑問だと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 不動産登記法で申しますと、三十五年の改正のときの附則の第二条でございしますが、この中で表題部を「表題部に改製」とするという言葉を使っているわけでございます。そういう点で移記というよりはもう少し登記簿の本身が、本身といいますが、登記簿の仕組みがやや変わってくるわけでございます。むしろ普通の言葉で申しますと、登記を移すというような言葉を使っているわけでございますが、それよりは改

製の方がもっと実態に即しているのではないかと
いうふうに考えたわけでございます。

○猪熊重三君　これもお互いに見解の問題ですけれども、登記簿の改製という中に今回の移行事務による移行の範圍とか、そういうふうなことで、ここに含めてやるといふうなことだと、条文としてはどうか知らぬけれども、国民が法律を見る

ときにこんなところへちよこつと書かれただけでは全然わからない。

しかも、この移行事務の範圍がどうだとか、先ほどから千葉委員あるいは前回も橋本委員から、せめて甲区欄だけについては現に効力を有する部分だけでなくして、既に効力を失った部分についても移行するべきが妥当じゃないかというよう

な意見もいろいろ出ているんだけど、そんなようないろいろな重大な問題があるにもかかわらず、こんな附則のこんなところにちょこっと書いてあるだけ。しかも、現在の登記簿を磁気ディスクに移行するということに対する莫大な費用というふうなことを考えたら、こんな附則十一条の改

製なんという用語の中にそれが入るか入らぬか知りませんけれども、私は入らぬと思っているんです、改製というこの用語の中には。今回の移記、移行の事務なんというものは入らぬと思います。いづれにせよ、もう少しこの条文を書くについて、先ほどの三階層ネットワークもこの条文から

は全然出てこない。あるいは乙登記所から甲登記所の登記事項証明がもらえる、もらえないなどということについても、どういう方法でということも全然書いてない。こんな移行事務の重大なことについても附則の十一條でちよこちよとわからないようなことが書いてあるというふうなことじゃなくして、もっと見たらなるほどなとわかるような条文をつくっていただきたい。

いずれにせよ、磁気ディスクによる登記事項証明書の申請と同時に、移行直前の閉鎖登記簿の原本の交付申請を同時ににした場合には、一件の申請として手数料を一回だけ、一回分だけでよろしいかどうかというふうなことに付て法規的になどどのように可能、不可能、あるいはそのように処置し得る余地がある、ない、その辺についてお伺いします。

○政府委員(藤井正雄君) 現行法で申しますと、登記事項証明書とそれから閉鎖登記簿謄本と両方請求されましたならば、それは両方について格別手数料をいただくということになっておりまして、これは今度の登記簿の改製によつて初めてそういう事態が生ずるというわけでなくて、これまでにおける登記簿の改製あるいは移行という出来

事がありました場合にも常にそうであったわけでごさいます。これを一通分でよろしいというふうにするわけにはまいらないと思っております。

○猪熊重二君 条文の最後に、百五十一條ノ六について、今後登記事項証明書、電子情報処理組織によりつくるべき書面にはアラビア数字でいいと、こういうふうに書いてあります。役所でつく

か。

○政府委員（稲葉威雄君） 現行法ではできないわけでございますが、今後はこれが動き出しますけれども、うふうになっているわけです。それでは、国民が申請する登記申請書については、アラビア数字を用いることについてはどうなっているんでしょうか。

ば申請書についても同じようなことになるという
ふうに考えております。

○猪熊三君 同じようになるというのは、そのときになったらそのような法改正をするという趣旨ですか。もしそうだとすれば、今回ここへ入れておけば申請書の方も、それから登記の記入にしても縦で見て、横に頭を曲げてアラビア数字を見えるなどというのをしなくても済むんだから、今回一括してやっておいたらどうなんですかということをお願いいたします。

以上、法案自体についての、直接の条文についての質問を終わらせていただいて、あとプライバシーの問題について少々お伺いします。

これも、先ほど千葉委員がいろいろお伺いしましたので簡単にさせていただきますが、パイロット・システム検証評価報告書によればこのようなことが規定されています。特定物件を検索するについて、登記名義人等の指定入力により迅速に当

該登記簿抄本を出力する機能があり、これが非常にすぐれているんだと、こうおっしゃるんです。

そうすると、地番等がわからなくても、登記名義人がわかれば登記簿謄本、抄本はすぐ出てくるということ。今度は逆に、所有者の名前はわからなくても、所有者の住所等を入力することににより物件を検索することができるというふうに書

も住所、あるいは住所がわからなくとも名前がわかかなく
れば、物件そのものの特定がなくても現行の磁気検索シ
ステムにおいては、直ちに物件を検索することができるとい
うことは間違いないんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) この物件の検索は、最

近所に住居表示が実施されたところから、住居表示のみ御存じで地番を御存じない方がふえてまいりまして、そういったことで登記所の窓口を煩わせている一つの問題でございます。

ですから、今後コンピュータ化されました場合に、例えば住居表示に基づく住所だけ御存じの方のためにそれから地番を検索するという、そう

いう検索システムを用意しまして住民サービスに
こたえようというわけでございます。それはせい

ぜい一定の狭い地域、例えば地番区域でございまして、假令一丁目なら一丁目という範囲内で正確な地番はわからないが、何のたれ兵衛の土地の地番は何か、あるいは住居表示番号はこうであるがこれの地番は何かというのを検索するため、それだけのサービスはいたしたい。その範囲を超えて、日本じゅうあるいは東京じゅうどこからでも検索できるというようなシステムを考へるつもりは毛頭ございせん。

○猪熊重二君 大臣にお伺いしたいんです。というの、今のプライバシーの問題に関連して、確かに先ほども局長は、登記システムについていろいろ現在予想しているようなことと違ふようなことをやる場合には、民事行政審議会等の諮問を経て間違いなくやります、国民のプライバシー侵害というふうなことが起こるようなことはないように万全の策を講じてやります、こういうふうなことを先ほどおっしゃられたわけですが、しかし、私に言わせれば、今回の不動産登記法の改正法自体において三階層ネットワークの問題、それからオンラインによる甲乙登記所の登記事項証明書交付の問題、それから現行の登記簿謄本を磁気ディスクに移行する移行に関する問題、こういうふうな重大な問題が法律の条文の中にはとんと出てこないか、出てきてはわがわがわがわがという形になっている。しかも、民事行政審議会というのは法務大臣の諮問機関にすぎぬ。要するに全国ネットワークによる個人の財産、不動産、全面的把握というふうなことを仮にやるにしてもやらないにしても、先ほどの審議官のお話によれば、それは国民の権利義務に直接関係があることじゃないのだと、単なる行政事務の問題だということになったら、あさってやられたってそれきりの話になってしまう。

要するに国民のプライバシーの侵害になるようなことにならぬように、民事行政審議会の諮問というふうなことももちろん必要なことですが、もう少し現在予想しているシステムを変更するといふふうな場合には、単に任意的諮問機関で

ある民事行政審議会の諮問だけじゃなくて、できる限り法文化して国会の批判の目にさらすべきだと私は思うんです。その辺に関して、法務大臣の今後のプライバシー侵害予防に關連してのコンピュータシステムによる登記事務の履行ということについて、御意見をお伺いして終わりたいと思います。

○國務大臣(林田修次郎君) コンピューターシステムの導入に当たりまして、いろいろな問題を御指摘いただいたわけでありますが、そういうふうなプライバシーの侵害をもちたすことがないよう、これから政省令の制定に当たりまして、また制度の運用に当たりましては登記の適正を図り、そして制度を効率的に運用し、また利用者の利便を図っていくというふうな見地から総合的に十分検討をいたしまして万全を期して対処してまいりたいと思ひます。

○猪熊重二君 最後に、今回の登記事務のコンピュータ化実施のために、ここ数年間非常に鋭意努力された法務省の担当者や、あるいは現場の事務処理に直接御苦労された板橋登記所の関係職員に対して非常に感謝の念を申し上げて、いろいろな細かい質問に対して詳しく御答弁いただいたことにお礼申し上げて終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○委員長(三木忠雄君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、宮本順治君が委員を辞任され、その補欠として吉川春子君が選任されました。

午後の審査はこの程度にとどめ、午後三時再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後三時開会
○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、不動産登記法及び商業登記

法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋本敦君 本日の法案に入る前に、一般調査案件としてお尋ねしたいことがありますので、まずその問題から質問に入らしていただきます。

その問題といふのは、最近大きな問題になっております米軍基地で働く日本人従業員に対して、米軍の方が秘密保全を名目にいたしまして、その発見器、つまりポリグラフの使用を事前に承諾するようにという、その同意書をとるといふ問題であります。この問題は、基本的な人権にもあるいはまた我が国の憲法の根幹である自由の問題にも深くかかわることであるので、この法務委員会でも取り上げる次第であります。

そこで、まず施設庁にお伺いいたしますが、この事柄の発端は米本国の海軍作戦本部から指令第五五一〇号で出された昨年九月三日付の通達が出発点だということに聞いておりますが、事実でございませうか。

○説明員(高倉博郎君) そのとおりでございませう。

○橋本敦君 この米軍の通達はだれに対する通達ですか。

○説明員(高倉博郎君) 米海軍のすべての艦船及び施設の長というようになっております。

○橋本敦君 この通達の内容は、かいつまんで言いますとどういふことですか。

○説明員(高倉博郎君) 海軍の従業員のうち、例えば日本にいる日本人従業員のうち、米国籍以外の従業員につきましては原則的に秘密事項には携わらないというものが一つございませう。それから、ただし業務の遂行上やむを得ざる理由がある場合には、その秘密保全に関する適格性を確認して限定的な許可を与えるというものでございませう。その限定的な許可を与える場合の一つの手続として、ただいま先生御指摘のような措置がとられるというところでございませう。

○橋本敦君 現に、その秘密事項を取り扱う限定許可を受けて従事している日本人従業員の数は全

国でどのくらいございませうか。

○説明員(高倉博郎君) 限定許可といふのは、その通達によって今後逐次そういうふうな切りかえていくというものでございまして、従来秘密業務に携わる従業員は当然若干名いたわけでございますが、正確な人数は我々も承知しておりませんけれども、米側の説明によりますと、今回の通達によって影響を受けるのは在日米海軍関係では約五百人ぐらいいないだらうか。これは当然見直しの対象になるわけでございますから、その数は動くと思ひます。

○橋本敦君 その約五百人というのは、報道によりますとそのうち約三百人が横須賀と佐世保の両基地艦船修理部門所屬、それから残り約二百人は嘉手納、厚木、三沢の各基地に所屬している労働者であるというように報道されておりますが、これは間違いありませんか。

○説明員(高倉博郎君) 横須賀の艦船修理所の支所といふことも、それが佐世保にも一部ございませうが、その数はおおよそ三百人ぐらいいないというところでございませう。そのほかのただいま先生が指摘されました各施設につきましては、軍としては正式には言っておりませんが、一般的には各施設の中に在日米海軍関係の者がそれぞれおりますので、そういう中に該当する者がいるかもしれない、可能性はあるということでございます。

○橋本敦君 随分と全国に基地があり、基地の勤務に従事する人たちがいるわけですが、今出されている通達はネイビー、海軍ですね。これが同じような通達を陸軍や空軍関係でも出されてくる可能性もあつて、これは基地を持つ我が国においては今後とも大きな問題になる可能性がございませう。特に沖縄など嘉手納といった基地を含めて大変大きな基地が存在するものですから、沖縄にとつてももちろん重大な関心でございませうが、全国的にも大きな問題になるわけでありませう。

そこで、今おっしゃった米軍が秘密と考へる業務に人選をした上で従事させておる業務が今もあ

るわけですが、それを今後引き続いてやらせるといふことについて、今お話しのような秘密事項取り扱い限定許可をこれから出していく。その許可を出す際に、ポリグラフで調査をされることがあることについてはあらかじめ同意するという同意書を出さない、これをやらせるといふ通達、こういうことですね。

○説明員(高倉博郎君) 大筋はそういうことでございませうけれども、この同意書にサインした人はすべて将来ポリグラフにかけるといふことではもちろんございませんで、何か具体的な事件がありまして、その特定の人についてポリグラフの調査も必要だといふときに、本人の同意があればかけることがあるといふことでございませう。

○橋本教君 ちよつと違いますよ。本人の同意があればかけるんじゃないんで、かけるかかけないかもちろんわからないけれども、この限定許可を出して米軍が秘密と考へる業務に従事させるためにはあらかじめ将来ポリグラフを使用することがある場合には、それは承諾をいたしますよといふ、こういう同意書でしよう。

○説明員(高倉博郎君) 今回の同意書というものはそういう性格のものでございませうが、今回同意書を出したから将来何か起こったときに、自動的にポリグラフにかかるといふものではございませんで、その際改めて本人が拒否することはもちろん可能でございませう。

○橋本教君 そうおっしゃいますが、具体的にその同意書なるものがここにあらはれてます。

その同意書のまず冒頭では、「秘密事項取扱限定許可が付与されるに先立って、防諜のためのウツ発見器による調査を後日要求された場合は、自己の自由意志において当該調査を受けることを承諾します。」というふうなことです。おわかりでしょう。今から承諾しますという同意書なんです。だから、あなたがもしやるように、そのときになつて承諾することを拒否することが可能だといふようなものではありませんで。今からそんな場合は承諾しますという承諾書なんです。事実上拒

否することは可能かもしれませんよ。しかし、一たんこういう同意をしたら、同意も契約の内容です。それからそれに従うのが当たり前ですから、この同意に違反することになることは明白なんです。今おっしゃったように、そのときに自由に改めて同意を撤回できる性質のものではありません。これが第一の問題です。

それからもう一つは、この同意書の中にはこう書いてあります。「防諜のためのウツ発見器による調査を辞退すると、私は秘密事項取扱限定許可を取得できなくなることがあり、秘密事項取扱限定許可を必要としない他の職位への転任もあり得ることを了解しています。」これに署名して判を押さねばなりません。こうなつていふことも御存じです。

○説明員(高倉博郎君) 承知しております。

○橋本教君 したがって、本人の自由意思でこれを承諾しないといふことは容易でない、もしそうしなければ今まで従事していた仕事と違ふ仕事をしてきた具体的な秘密事項取扱限定許可を取って、きつた確認をさせられるという仕組みになつていふわけでありませう。だから、果たしてこれが自由と人権を侵害しない同意たり得るかどうかといふことが極めて重大な問題になるわけでありませう。

もう一つ伺いますが、これは海軍作戦本部からの指令に基づくことですが、米軍人に對しては同じような同意書をアメリカはとっておりませうか、とつていませうか。

○説明員(高倉博郎君) 米軍人、軍属についてはもつと厳しい適格の確認がなされていると聞いております。

○橋本教君 ポリグラフを使うといふことについて同意書を全部とつていませうかと、こう言うんです、米軍人からは、そんなことはやってないでしよう。厳しい規則はいんですよ。

○説明員(高倉博郎君) もちろん軍人もすべてじやありませんで、そういう秘密事項に携わる者に

つては厳重な適格性の審査をしていふといふこととでございまして、その中にはそういう措置も含まれていふように伺つております。

○橋本教君 そんなことはないですよ。それじや、具体的に私にそれを資料として出してくれませうか、はつきり。ポリグラフを使うことを承諾させている承諾書、出していただけますか。

○説明員(高倉博郎君) そういう資料は我々は入手しておりませう。

○橋本教君 資料も知らない、資料も出せないのにそんな答弁は承知できませんよ。

きょうはこの問題を聞くわけですが、この問題で基地で働く皆さんの労働組合、この労働組合からは、これは人権侵害であつてとていふ強い要求があり、施設庁と話し合いがなされていふことは事実です。

○説明員(高倉博郎君) そのとおりでございませう。

○橋本教君 その組合との話し合いの中で、施設庁の山崎労働部長が神奈川県を通じてこういう同意書を労働者にとりこめることは問題があるのじやないか、どうなのかという照会があった際に、法務当局とも協議した上で問題はありませんといい、こういうことを施設庁が米軍にも回答し、神奈川県にも回答したといふことが交渉の場で明らかにされておりますが、事実です。

○説明員(高倉博郎君) それは正確ではございませんで。我々は法務省当局とこの問題について……

○橋本教君 法務当局。

○説明員(高倉博郎君) 法務当局と話し合つて決めたといふことは言っておりませう。

○橋本教君 それじや、法務当局と私が言つたんですが、組合もそう聞いたんですが、これは全然法務省や法務当局と言われるような機関との相談はやってない、こう聞いていいんですか。簡単でいいです、結論だけ。

○説明員(高倉博郎君) 法務局の人権擁護相談の方には御相談に行つたことはございませう。

○橋本教君 それはどこにある人権擁護相談ですか。

○説明員(高倉博郎君) 東京法務局でございませう。

○橋本教君 だれに会いましたか。

○説明員(高倉博郎君) そのとき担当されていた弁護士さんでございませう。

○橋本教君 担当された弁護士というのは法務局の職員でも何でもないで、東京法務局の中に法律扶助協会がやつていふ無料法律相談、そこにたまたま担当で来ていた弁護士、こういうことと、正確に言つて。おわかりですね、間違いないでございませう。

○説明員(高倉博郎君) 多分そのとおりだと思います。

○橋本教君 全く話にならぬじやないですか。施設庁が無料法律相談所に相談に行く、これはどういふことですか。そういうことで法務当局の見解、相談も得た、やつた、こういうことで組合に話しをするといふのはもつてのはかです。

人権擁護局に伺いますが、正式にこの問題で施設庁から法律上、人権上の問題について見解を聞かれたことはいないわけですね。

○政府委員(高橋欣一君) はい、そのとおりでございませう。

○橋本教君 まさにそんなことで組合に對して、あたかも法務当局も了解したかのごとく言つて話をするのは許されませう。

そこで、さらに進んで聞きますけれども、労働省来ていただいておりますね。——個別的な労働契約、それから使用者と労働組合との労働協約といういわゆる集団的なそういう意思形成、これにつきまして労働法の十六條は労働協約に規範的効力を付与しているわけですが、この趣旨はどういうところにあるんでしょうか、ちよつと御説明いただけますか。

○説明員(渡邊信君) 御指摘のように、労働組合法は十六條で労働協約と個々の労働契約の効力との関係について規定をしております、労働協約

が労働契約の効力に優先するということを定めております。

これは、労働者は団結を背景として労働条件の維持、改善ということで使用者と交渉するわけですが、その結果、労働協約を締結しますと個々の労働契約に優先するということ、これはいわば労働協約によって本質的な効力でございまして、この規定はいわば当然のことを定めた規定ではないかというふうに考えております。

○橋本教君 労働法という近代法体系の中で、使用者と個々の労働者が結んだ個別的労働契約よりも、今あなたがおっしゃった労働協約を規範的な効力では優位に認めるというようになったのは、これは個別的な労働契約は労使対等といっても実質的には労働者の従属性が強い、だから本当に労使対等ということにするためには労働者の団結とそれによる交渉力、これが必要だという近代的な考え方が当然基礎にあるわけですね。

○説明員(渡邊信君) 憲法二十八条が労働基本権を保障しているわけですが、その趣旨は、勤労者について実質的に使用者と対等の立場に立つ、そういうことを保障するために設けられているのだというふうに解しております。

○橋本教君 したがって、おっしゃるとおり二十八条の趣旨を受けて当然十六条の規定が生まれてくる、それを受けている、こう言っているわけですね。

○説明員(渡邊信君) 憲法二十八条が労働基本権につきまして、団結権や団体交渉権、争議権を保障しておりますが、やはり基本的なものは団体交渉及び労働協約の締結権ではないかと思っております、この労働法の規定もそういう憲法の規定を受けて定められているというふうに理解をしております。

○橋本教君 施設庁、私がなぜわざわざ労働省にお越しいただいたかという趣旨を説明しますと、基地で働く個々の労働者は、使用者である米軍及び政府からこの同意書に同意しない、こう言われますと、それを拒否することはこの同意書に書

いてあるように「他の職位への転任」、そういった不利益を受けることを覚悟しなければ拒否できないんです。また、あなたがおっしゃったように、これを同意しておいて将来ポリグラフを持つてこられてどうかと言われたときに、そのときに拒否することはこの同意書違反になり、同時に今この同意書で言われておるうちに、担当職務から外されるという不利益をこうむるその危険を覚悟しなければならぬわけですね。これはまさに個別的な労働契約の關係。

こういった使用者と労働者との、労働者の弱い立場を実質的な労使対等の立場に高める憲法的な理解のもとで、労働組合との話し合いを労働条件の基準の効力として労働協約に規範的効力を持たせるといふ構造ができています。

だから、私がここで言いたいのは、今全駐労働組合は組合としてこれを撤回しない、こういうことを要求して協議中ですから、こういう労働組合の協議は尊重するのが当然だということをまず私は考えてもらいたい、このことを言いたいために労働省に御説明を願ったんです。労働組合との協議は当然尊重するということはおやりになりますか。

○説明員(高倉博郎君) 御理解いただきたいのは、我々としては米軍の軍隊の特質というものはやはり考えなきゃいけない。したがって、米軍の基地に働いて、しかも特に秘密を要する仕事につくという場合の要件といえますか、そういうことのひとつとしてそういう措置がとられた場合に、それが現実、その同意書をとること自体が従業員の人権を侵害するというようなことが明らかであれば、もちろんそういうことはいけないわけですが、今回の場合はそういう人権についても十分配慮されているんじゃないか、そういうふうに考えております。その米軍の秘密保全という要請とそれから労働者といえますか、労働者の人権への配慮、そういうところの調和ということから考えますと、今回の措置は合理的な範囲に入っているんじゃないか、そういうふうに考え

ているわけでございます。

○橋本教君 それは、とてもじゃないが納得できません。納得できない上に私の質問にまともに答えてないんです。労働省の方、もうそれで御退席いただいで結構です。

いいですか、人権を十分これが保障しているなどどこで言えますか。断つたら首にならないまでも転動ですよ。断つたら秘密業務従事限定許可証をもらえないとはつきり書いてあるんです。そういう不利益を受けて、そして今後米軍からならまれるという、いわゆる不安感がつきまとうんです。

そして同時に、こういうポリグラフをかけるという問題は、あなたは人権との調和と言いますか、何の調和もない、一方的じゃないですか。刑事事件を起こして逮捕された被疑者となった者でさえ、捜査のためにうそ発見器にかけるといふ問題は、人権上重大な問題としてさきざき刑事法廷でも争われてきた大きな問題なんです。まして、この人たちは何の犯罪の嫌疑もない、被疑者でもない、ただ堂々とした立派な労働者でしよう。

刑事犯罪の嫌疑もない者にあらかじめうそ発見器をかけるぞというように同意させるという、そのこと自体が基本的人権に何らかのかわりない調和のあることなどとはどうして言えますか。

米軍が秘密保持のためと言うなら、日本国憲法が適用される日本領土の中で、米軍は憲法に違反することでも通達一本でオールマイティーでやっていいんですか。絶対にそんなことは日本の法構造はなっていないはずですよ。

そしてしかも、今私が指摘したように、ここには何のためにこれをやるかといえますとはっきり防諜のためにと書いてある。防諜のために、具体的にスパイ行為をやる可能性も危険性も、やっていないすべての労働者にスパイ行為をやる可能性があると見て、全部防諜のためにということどううそ発見器にかけ、これはもう人権侵害じゃありませんか。明白にこれは許されませんよ。施設庁に聞きますが、基地で働く労働者について

では米軍の機密保持のために特別に厳しい規定があるでしょうが、刑事特別法。この刑事特別法で、これが施行されたのは昭和二十七年ですから、米軍の秘密を漏らしたり、探索したり、こういうことをやった者は十年以下の懲役という重罰に処せられる。この刑事特別法で三十五年の方裁判に付せられた事件はどれだけありますか。御存じでしょう、言ってください。

○説明員(高倉博郎君) 私どもは、従業員の労務管理というものを担当しております、刑事特別法一般のことは承知していません。

○橋本教君 電話をかけてちゃんとそれを調べておけよと言ったじゃないですか。法務省の刑事局長に聞いたら裁判になったのは、昭和三十一年一件、昭和四十八年一件、三十五年間にたった二件だけなんです。刑事局長、わざわざ二つの二件を答弁するのにこへ来るのを勘弁してくれとおっしゃるから、委員長、私は了解したんです。だから、施設庁に調べておきなさいといって電話したんです、知っていますか。

○説明員(高倉博郎君) 先ほどの御質問が追加されたということを知りました。法務省の刑事局の方にも御照会いたしました。その結果、いづれも駐留軍従業員には関係のない事件でございます。

○橋本教君 たった二件で駐留軍従業員は関係がない。だから、基地で働く日本の労働者の皆さんは誠実に労働契約上の義務を遵守しておるんですよ。たまたまアメリカで秘密漏えい事件があったからといって、日本人労働者、従業員を全部スパイ行為を行う危険性ありと見て、海軍の通達一本でこんなポリグラフ、うそ発見器を将来かけることをあらかじめ承諾せよという、これは行き過ぎじゃありませんか。現実には何かがあつて米軍機密の特別の保護の必要上、具体的な現実的理由がある場合に本人の同意を得てやるということならまだしもです、何のスパイ行為の可能性、また事実も、事実のおそれもないときに全部あらかじめうそ発見器にかけることを承諾せよということなど

は、これはどう考へても現実的危険性も、合理性もまさにリーゾナブルなものではありませんから、憲法に照らして絶対に認められるものじゃありません。

人権擁護局長に伺いたいのでありますが、こういうような包括的かつ無差別、事前の現実的危険性もないときに、うそ発見器にかけられることをあらかじめ承諾せよという承諾は、今私がお話ししたような状況でこれに承諾しなかつたら不利益転も覚悟せよという、こういう内容つきで要求するという自体は人権問題として重大な問題があるのではあませんか。いかがですか。

○政府委員(高橋欣一君) 今回のこの承諾に際しまして、これを拒否した場合にいわれる不利益転を受けるかどうかということにつきましては、私も事実を承知しておりますので申し上げられませんが、一般論として申し上げれば……

○橋本敦君 同意書に書いてある点。

○政府委員(高橋欣一君) いわゆる秘密事項の許可は得られないと、その仕事にはつけれないというふうなことは書いてあるようでございますけれども、ほかの仕事につけられることが対抗上不利になるかどうかということにつきましては、私も承知しておりますが、一般論で申し上げますならば、先ほど来委員も何度もおっしゃっておりますように、自由なる意思に基づく承諾であるならば、これは人権上何ら問題ではないというふうに私も承知しておりますのでございます。

○橋本敦君 私が長々とお話ししたのはまず第一に、自由なる意思ということがあり得ない状況ですと、基地の労働者一人一人について言えば、労働組合が同意したならば別です。

それからさらにもう一つは、本人が自由な意思で承諾したというけれども、現実の労働関係の中で、その本当の自由はないという状況に労働者は置かれていて、その状況をあなたはもっとしっかりとつかむべきです。

それからもう一つは、本人が同意したからいい

という性質のものとはこれは違います。何の現実的必要性、危険性、重要性もないですよ。

それからもう一つは、今あなたがおっしゃったけれども、他の職務への転勤という不利益はあるかないかわからぬとおっしゃったが、この同意書自体に私がさつと読んだように、これを承諾するならば秘密事項取扱限定許可を取得できなくなるということがあり、秘密事項取扱限定許可を必要としない他の職務へ、草引きとかわたりませんわ、荷物運搬だけでもわたりませんわ、そういうところへ転任もあり得ることを了承していますと、これに判を押すというんです。

まさにこれは強制じゃありませんか、不利益威迫を伴う強制じゃありませんか。こんなものが今の我が憲法のもとで、正常に働き、現実のスパイ行為の危険性が何一つないような状況でうそ発見器をあらかじめ承諾せよというふうな同意書をアメリカがとりに来るのを、日本の憲法と人権の名において問題があるとやはりはっきりするのが人権擁護局長の務めじゃありませんか。もう一遍、この問題について本当に問題があるのかないのか、真剣に考えて答えてください。

○政府委員(高橋欣一君) 個々の従業員のなされた承諾につきましては、それがどういう状況のもとでなされたか、あるいはどういう考えのもとでなされたかというところは、その事実を調査して、委員が先ほど来おっしゃいますけれども、例えば自分はそのうことを承諾することについて何の抵抗も感じないという人があるいはあるかもしれない。将来にわたっても、そんな秘密漏えいなんておもしろい得ないからいいですよという人もあるかもしれないわけです。

ですから、私はもう強制されてしまったと、これは人権上問題ですということ、私も人権機関へ訴え出てこられた人がありますれば、それはその人に關しての個別の事情を調査することになると思ひますけれども、一般論としまして、この制度自体に対する論評を現段階で私どもがするこ

とは差し控えておきたいと、こう思うわけでございます。

○橋本敦君 もっとしっかりしてもらいたいのですな。本場に局長、そう思いますよ。

それじゃ結構ですとみずから進んで同意した人が仮にあったら、それは問題ないとおなたは言いましたが、私はそういう人を問題にしておりません。拒否したいと、何かがあったらうそ発見器にかけると、あらかじめ承諾せよ。まるでスパイ扱いをされてそれを承諾せよとされるというのは屈辱だ、私は嫌だ、断りたい。当然憲法はこんなことを認めぬはずだ、こう考える労働者がたくさんいるから労働組合が今頑張っているんです。その労働者が、やむを得ず今度のこの許可証をもらわにや職務に従事できぬということになるために、これに判を押さなければならぬ。また、他の職務へ転任させることもあり得るよと書いてあるから、これがつかいからやむを得ず私は泣く泣く承諾したんだという、こういう状況ならば、これは自由な意思とは言えないんじゃないですか。どうですか。

○政府委員(高橋欣一君) 具体的なそういう訴えがございまして、そして私どもの方で調査した結果、おっしゃるような自由意思を抑制した形と判断せざるを得ない、こういうことになりましたら、それは人権上の問題になってくる場合もあるかと思ひます。

○橋本敦君 だから、今私が言った状態では訴えがあれば当然調査し、人権上の問題になることもあり得るといふことはお認めになったわけですが、実際は制度的に通過によって、使用者たるそういう立場の者が、使用者たる権限で労働者を支配しているときに、こういうことを一般的にとる、そのこと自体がもう既に社会的強制力があるということなんです。こんなことがわからないでどうして近代的な労使関係の真相やあるいは人権擁護が貫徹するか。私はきょうの答弁は全部不満足すけれども、人権擁護局が一層憲法を守る立場を貫いてもらうことを期待するし、また本場に自

由な意思が問題となれば人権上の問題は起こり得るといふことは、これはお認めになったわけですね。最後にこれだけ確認しておきます。

○政府委員(高橋欣一君) 契約に当たって自由な意思が何らかの要因により抑圧された状態で、いわば契約を強制されたということになれば、これは人権上問題になり得ると考えます。これは一般論でございますけれども。

○橋本敦君 今の点からいっても、この同意書はあなたのおっしゃる自由な意思が強制されたものと見て差し支えない大事なことです。施設庁は、きょう私が議論したこの問題を労働組合との関係でも誠実に協議を尽くして本場に日本の政府らしく対処してもらいたい。そのことを厳しく要求してこの質問は終わります。

施設庁、人権擁護局長、ありがとうございました。

それでは、本案に入ります。法務省に伺うわけですが、この登記問題に關連をしまして、事の起こり、そもそもというのは何といつても近年の登記事務の激増、そしてそれに伴って国民サービスへの低下、また労働者の労働条件の過酷化、こういったものをどう合理的に乗り越えていくかということでの近代的なコンピュータ化ということが出てきたわけですね。そのところは私も理解しておるんです。

そこで、お聞きをしますけれども、具体的に近年の登記関係が事件としてどれぐらい伸びて、その伸び率と比べて人件費の伸び率がどれぐらいかというところはこの資料の末尾にもあるわけですが、確認しておきたいので藤井局長いかがですか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記事件数の伸びと登記従事人員のふえ方につきましては、この資料のおしまいの方ですが、参考資料の6といたしましてこれに表示をいたしております。六十一年度までは実数が出ておまして、六十二年度ははいまだ会計年度といたしましては数字が確定いたしておりませんが、ほぼこれに近い数字でございます。

ここにあらなければおわかりのように、登記事件数は一貫して増加を続けておりまして、遺憾ながら従事職員の増加はこれに見合ひには到底至っておりません。

○橋本教君 これは法務大臣も歴代努力をされ、法務委員会でも超党派で各党合意で法務局の人員増については請願も採択をいたしました。

○政府委員(藤井正雄君) 登記従事職員の増員は、一方において増員措置と他方において計画削減とございまして、その差の数字という形であられてまいります。六十二年度は純増が三十八でございまして、六十一年度は三十四、六十六年度は二十四でございまして。

○橋本教君 以上で結構です。

全国的な増員要求から見ますと、これはもうとてもじゃないが足りない数で、例えば一番多い六十二年度の三十八を全国の繁忙法務局に割り振ったところで、とてもじゃないが行き渡らないわけですね。

一方お尋ねしたいのは、三段階、三階層システムで登記コンピュータ化をやるといまして中央の情報センターに何人、それから各県全国約五十カ所につくバックアップセンター、それぞれ何人、この要員計画はどれぐらいを見込んでいらっしゃいますか。

○政府委員(藤井正雄君) 現在における大体の見通しでございまして、各法務局、地方法務局単位に設置いたしますバックアップセンターでは、一カ所当たり三人程度の職員が必要であろうと考えております。それから中央に設けます登記情報センターにおいては、将来全部のバックアップセンターが稼働するようになった最盛期においては三十五名ぐらい必要なのではないかと見込んでおります。

○橋本教君 今おっしゃったバックアップセンター三名というのは、これはもう最低ぎりぎりのところをはじめておられるように思いますが、三

名では実際足りない、五名、六名が必要な状況もあり得るというように私は思いますが、いかがですか。

○政府委員(藤井正雄君) 仰せのとおり、最低この程度は必要であらうという数字でございまして、一つのバックアップセンターで移行作業を行う登記所が二つになり、三つになりというふうにふえてまいりますと、やはりどうしてもさらに一、二名の増は必要であらうというふうに考えます。

○橋本教君 だから、中央情報センターが最終的、一番業務がずうっと集まって大きくなったときが三十五。バックアップセンターもそういうわけ十五先か十三先かわかりませんが、システムがずうっと広がっていったときに五名ないし六名としますと、全国五十カ所としてバックアップセンター関係で二百五十、中央で三十五、約三百という、これだけの要員というのが最低限必要になってくるという計算も出てくるんです。

そうしますと、今までの実増が毎年二十四名、三十四名、こういうわけですから、これでたとえ十五年にしろこれだけでバックアップセンターとそれから中央情報センターだけで三百名近い要員確保というのは、これはもうとてもじゃないが大変なことである。しかも、これが今の大蔵との関係、人員増が毎年こういう状況ですからそう簡単にはいかないとなりますと、全体計画に支障も出る以上には職員の労働条件がとんでもない過重なことになるといって、そういう状況を私は心配しておりますから、そういう問題については労働組合とこれは誠実に話し合いをして、誠意を持ってこの人員問題は労使で協議を尽くすことが必要だと思っておりますが、局長いかがですか。

○政府委員(藤井正雄君) 中期的に見ますと、いづれそのうちにコンピュータ化による省力効果が出てまいりますので、必要人員を埋めることが可能になってくる時期があらうと思っております。それに至るまでの過程が、おっしゃるとおり確かに人員の必要性の方がより省力効果よりも高い状態が

一時的にございまして、非常に苦しい時期があることは否定できません。そこに至るまでの過程をどのようにして要員を確保していくかということの問題でございまして、これまでももちろん内部努力はしてまいりましたけれども、これ以上は事務の合理化その他あるは能率器具の導入等によって努力をする。しかし、それでも足りない部分につきましては関係当局の御理解を得るよう努めまして、増員努力を今まで以上にいたさなければならぬと思っております。予算などによつて資金職員の増も図つて一時的な増でしのいでいくということ、私どもとしては努力をしなければならぬと思っております。

○橋本教君 努力目標はわかりませんが、これは人の問題、予算を伴う問題ですから容易なことじゃない状態はもう言うまでもない。その人手不足で法務局が大変だという状況、そのことが国の責任であるというこのことは、局長はお認めになるわけですか。

○政府委員(藤井正雄君) 法務局は国の事務を所管しているわけにございまして、国の予算で賄われているわけにございまして、これは国家として全体としての財政の中でおのずから我々の占める地位も決まってくるわけにございまして、現在財政的にとり得る可能な限度でいっばいのところをお願ひして行政事務の適正な処理を図っていくかなければならぬと思つてございまして。

○橋本教君 局長、私が今お聞きしたのは、もつとびしゃつとお答えになる必要があるのではないかと思つて聞いたんです。

言うまでもありませんが、職員の数が少ない。登記所へいろんな人が来る、登記簿を閲覧する。だから、その監督をするということがなかなかできない。そのことを悪用して悪徳者が登記原簿を改ざんするということでもない不法行為をやられて、それで例えば一筆の土地百坪をAという所有者が持っている。これを三百坪に改ざんをして、そして登記簿本をとつて三百坪土地があると

いうようなことで売りつける。こうなりますと、これは大変な被害を受けるのは国民ですわな。そういうような事件があつて国に対する損害賠償請求事件が岩手で起こされたというのは局長も御存じですね。

そこで一番では、これはもう人手がないからそこまでの監督は事実上不可抗力だと、だから国に責任はないと法務省は一生懸命言つて、一番の裁判所はそうかいた言つて原告の請求を棄却しました。しかし、東京高裁へ来たらひっくり返つて、そうはいきませんと、国はもつと予算もつけ人員も配置し、こういう不法行為が起らないように厳重に監督して、国民に被害が起らないようにするのは国の責任だということで、国は裁判に負けたんじゃないやありませんか。

○政府委員(藤井正雄君) そのとおりでござい

○橋本教君 時間がありまから判決文は引用しませんが、局長もベテランの裁判官でもいらつしやるので、だから裁判所の考え方はもうおわかりなので省略したんです。国の責任なんですよ。そして、こういうような状況はコンピュータ化ということで今これから急ぐとしていくけれども、毎日毎日がそういう国の責任を果たせられぬ繁忙と人手不足の状況ですから、このコンピュータ化という、十五年ということとはさることながら、今日の登記業務、登記所で国民に対するサービスをするためにはこれに五千億、一兆円つぎ込むのかしらぬけれども、さしたつて緊急に必要なのはやつぱり毎日毎日の繁忙登記所を中心とする登記所の人員増を含む整備体制、依然としてこれが大事だと、私はこう思つておりますが、大臣お考えはいかがですか。

○国務大臣(林田修三君) そういうこともよく考えましてことは五十五人の増員、昨年より十七人ふやしたわけにございまして。私としては人員が非常に困窮な中におきまして、特に登記所の増員を圖つてまいつたわけにござい

いですが、これで足りません。したがって、これはやはり抜本的に考えていかなければならぬというので今コンピュータ化法をお願い申し上げておるわけでございまして、十分よく承知をしておりますので、さらに努力を続けたいとかように存じております。

○橋本敦君 二、三ちょっと小さな問題を伺っておきます。

今度は全国的にこのコンピュータによる登記情報ネットが完備すれば、大阪なら大阪から北海道の法務局にある登記情報で証明書ももらえるというようになるというのも、この計画の法務局が宣伝なさっているメリットの一つですね。この費用はどうなるかということがこの委員会でも議論になったときに、その費用は長距離のシステムを使いますから、長距離電話と同じように、自分が住んでいるところの法務局で登記事項証明書をもらう費用では済みませんよ、それプラス、ロングレンジのシステムを使う料金は払ってもらいますよ、こういうことでした。そんな料金は一体どこでどう計算してどういう基準で決めてどうなりませうか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは私もまだ厳密にコスト計算をやっておりませんので、何とも具体的な数字を申し上げられないわけですが、国民に与える利便とコストとの兼ね合いの中で決めるを得ないというふうに考えております。

でございまして、需要の程度がどのくらいになるか、いずれにいたしましても私も私としては、全国ネットで三階層ネットワークを組む限りにおいては各バックアップセンターとそれから登記情報センターとの間を専用回線で結ばざるを得ないわけでございます。その際に、どの程度の需要が生ずるかということによって専用回線の回数と申しますか容量というものを積算し直して、それに見合うようなものを出さなければいけないわけでございます。それが本来のもので賄える、つまりどちらにしてもやらなきゃならぬ、そういう設備投資で賄えるというようにございまして

ら余りその費用はかからないわけでございますが、それがかなり利用の程度が大きくなるといってそれを増さなければいけない。

しかしまた一方で、そういう需要によって皆さんの方が利用していただくと、それに見合せて全体としての収入が上がるということもございまして、そういうものもろの要素を加味して考えてまいりたい。その際には、初めに……

○橋本敦君 短くていい。もうわかった。

○政府委員(稲葉威雄君) そういうことです。

○橋本敦君 さっぱりわからぬということだ、さっぱりわからぬ。結局何ぼか取られる。

NTTでも長距離電話は、今度は民間競争で東京、大阪でもどんどん安くなっているしね、政府はそういうわけにいきませんよ、専用回線だから。どれだけの負担が国民にかぶるかというと、これもこれではつきりしないというのも、これはやっぱり問題ですね。

しかも、需要予測がどれくらいになるかという、需要予測は正確に言って立たないでしよう、合理的に立ちますか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは今のところは正確な推計はできません。したがって、実験的にだんだん拡大していったそれを推計してまいりたいというふうに考えております。

○橋本敦君 需要予測も立たない、全体の資金計画も明白でない、だから登記特会で乙号を中心に国民の負担にするというんだが、その負担はどれだけ高くなるかわからない。こういう問題があることを前回、私も指摘した一つの大きな問題なんです。

それでもう一つ、小さなことのように思えますが、大きなことかもしれません。お伺いしたいのは、商業登記簿の閲覧制度がなくなつて今度は有料になるといふことです。問題は、審議官も局長も午前中おっしゃったと思うんですが、この閲覧の必要性というのは、実は会社設立登記の際に類似商号、これにひっかかったら登記が却下されますから事前によく調査しなきゃいけないんです

で、この類似商号調査というのが実は一番需要が多いだろうと思うんです。その場合に、閲覧制度がありますと次々閲覧ができます。「あ」なら「あ」の項ですと会社名を繰っていきませんが、今度は閲覧制度がなくなつて一々登記事項証明書をもらうために適当にアブストラクトしなきゃならぬ、こうなりますと見当はつきにくいし検索は合理的にできないし費用はかかるわと、こうなると国民の負担は大変ですが、こころあたりはどうなるんですか。

○政府委員(稲葉威雄君) 午前中にもお答えしましたように、商号見出し簿というものを備え置くつもりでございます。これには会社の商号とそれから目的が記載されていて、そして今先生御指摘のような五十音順で並べるといふような形でリストアップしたいというふうに考えているわけでございます。

○橋本敦君 それはすべての商業登記をやっている法務局に一覧表として、あるいは一冊のものとして、どういふ形のものでつくる予定をしておりますか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは東京法務局のようにな、たくさん会社の会社があるところではかなりの量になつていくわけですが、バインダーにファイルするという形で今やっております。

○橋本敦君 それは、東京などはたくさんの方が見に来ますからバインダーにとじるのはとてもじゃないが一冊で足りませんね。需要に見合つてどれくらいのものをつくるのか、それを見る費用はどうなのか。どうですか。

○政府委員(稲葉威雄君) 現行法のもとでも登記簿冊というのは一冊しかないわけでございます。閲覧だつて一冊しかできないわけでございますが、庁によっては利用の頻度を考えまして複数つくっているところもあるようでございます。そして、その点は利用頻度との兼ね合いで私どもも、それとスペースの問題がございしますが、それで需要を満たすようなことを考えていきたいと思っております。

それから費用は無料というふうに考えております。

○橋本敦君 話は変わりますが、もう時間がありませんので最後にお伺いしたいのは労働者の労働条件でありまして、これも委員会では議論の対象になりましたが、この労働作業というのは非常に神経疲労それから視覚疲労、肩こりを初めとして労働者に対するいろいろな悪影響を及ぼすことは、これはもう産業衛生研究所の研究だけじゃなくて労働省も人事院もこれは言っておるわけです。

この点で全法務の労働組合の方は、六十分のうち四十分作業をすれば二十分休憩をとるといふことを原則にして、労働者の労働条件の保護をぜひとも厳密に貫いてもらいたいということを要求しておりますし、そうであっても全体の延べ労働時間が長時間になりますと、これもまた弊害を及ぼすわけですから、全体の労働時間の調整とともに、今言った実労働時間の制限を厳しく要求していることは御存じのとおりですが、当局はどう考えておられますか。

○政府委員(藤井正雄君) 端末装置の画面を見るVDT作業に伴ういろいろな健康上、その他の問題には十分配慮していかなければならないと思っております。

板橋出張所で行いましたパイロットシステムに関連いたしました、評価委員会がVDT作業に関する部分に相当の力を割いて報告をいたしておりますが、その中に一連続作業時間の基本を一時間を超えないものとするという、そして一時間を超えない連続作業時間の後にインターバルを置く、こういう考え方を示しているわけでございます。こういった点につきましては今後とも職員団体の方と十分協議をしてまいりたいと思っております。

○橋本敦君 ぜひともその協議は遂げてもらいたいと思ひます。

局長もお認めのように、これからのプロセスの中では減員効果が機械化によって出てくるまで時間もかかるわけですし、その間どんどん進めてい

くとなると労働強化も一層きつくなりますから、そういうことの中で労働者の健康保全のためにはぜひとも今おっしゃった、労働者との誠実な話し合いで問題を解決していただきたい、このことをお願いして、ちょうど時間になりましたので終わります。

○関嘉彦君 本日の議題であります不動産登記法及び商業登記法の一部改正の法律案につきまして、既に同僚議員からかなり専門的な質問がございましたので、素人である私が質問することもほとんど重複するんですけれども、若干確認しておきたいこともございますので、重複する点は御了承願いたいと思います。

まず最初に、今度のコンピュータ化につきましては、事務の取り扱い件数によつてはコンピュータを置かずに端末機だけを置く、それで他のコンピュータとつなぐ、そういう登記所があるわけですね。それと端末機だけのものと、それからコンピュータを置いてあるものと、そういう分けの基準は申請件数だけで決められるわけですか、その点をまず最初に聞きたいと思っています。

○政府委員(藤井正雄君) 申請件数は一つの基準でございますが、そのほかに近隣の登記所との間の距離が問題になってまいります。非常に遠距離でございますと、かえって回線の使用料の方が高くなるというふうなマイナスが出てまいります。それから、一つの登記所が端末機を幾つ抱えられるかというその限度もございまして、余りたくさん抱えられないこともございまして、そういうことを総合的に勘案をして決めることになってまいります。

○関嘉彦君 その場合、申請件数は少なくとも登録件数が非常に多いところなんかもあるわけですね。そういう点も考慮されますか。

○政府委員(藤井正雄君) それも一応考慮することになります。

○関嘉彦君 これも既に同僚議員が質問されたこととすけれども、今回の改正によりまして、登記ファイルに入力するのは現在事項だけだということ

とになっていまして承しているんですけれども、ある雑誌の論文を読んでいたところ、同じ方法を用いてコンピュータ化したスウェーデンの例では、その後必要に迫られて現在の所有者だけじゃなしに、その前の所有者も入力し始めたというところをその雑誌論文に書いてあったんです。日本でもそれと同じような問題が起こりはないかというところを考えると、これは午前中からお客をを入力するところをお考えはございせんのですか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは午前中からお客をえしているわけでございますが、やはり前の所有者等を入力いたしますと、局長も答えましたように、これは入力原稿の作成自体のコストがかさむというふうなことがあるわけでございます。要するに制度として、これはいづれにしてもお金がかかる話でございますので、なるべく低廉にやりたいという、私どもとしては至上命令だというふうな考えはございまして、もちろんそれが非常利用頻度があるということになりますれば、将来の問題として考え直すというところはやぶさかではございせんが、今までの例ではそれほどそのこと自体について、前の所有者自体を入れることについてそれほどメリットがあるというふうな具体的に確証が出ていないことではございせんので、さしあたりはその表題部の登記、表題部の部分を除きまして、表題部の部分は履歴を入れるというようにいたしたいと思っております。

○関嘉彦君 これはコストとベネフィットの関係で、余り利益がないのにコストだけ高くするといふのも考え物だと思ふのですけれども、外国なんかでそういう例が起こっているというところを書いてありますので、注意喚起の意味で今質問したわけでございます。

それから、まず財産の問題、これも既に同僚議員から質問があったことですが、国それから地方自治体及び特殊法人による登記簿の謄本、抄本の

交付あるいは閲覧請求、その他は無料になっていくわけですね。しかし、特別会計でやること自体が私は一つの問題だと思ふんですけれども、もし特別会計でコンピュータ化を行おうとするのでありますならば、当然そういうふうな国、地方公共団体云々のやつも有料化すべきではないかと考える、その方が筋が通っているんじゃないかと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 国、地方公共団体の請求を無料としているのは非常に歴史が古いわけでございます。そのような扱いをしてきたことにはそれなりの理由があったと考えられます。請求の公益性であるとかあるいは官庁間の相互協力関係とか、予算配分の合理性の問題とかいろいろあったと思います。

しかし、御指摘のように、登記特別会計の制度のもとでは受益者負担の原則に立ちますと、国、公共団体関係のその処理経費が一般利用者の負担に帰することになり不合理である、こういう意見もございまして、民事行政審議会でもそのような指摘がなされておられ、それはそれなりに説得性のある議論だというふうな考えはございまして、しかし、これは他面では国の財政制度全体にもかかわることとございまして、今後関係省庁と十分な協議が必要ではないかと思っております。

○関嘉彦君 十分関係省庁と強力に交渉していただきたいと思ふんです。

これと直接関係があるかどうか知りませんが、けれども、よく国あるいは地方公共団体なんかで民間からいろいろな統計資料を要求しますよね。ただです、金を払わない。ただだものだから、もうほかの省庁でやったやつを見ればすぐわかるようなダブっているやつまで請求したり、これはほどの重要性のない資料までも要求したり、これはやっぱりただだからね。金を取られればやはり多少セーブするのじゃないかと思ふんですけれども、何か国とか地方公共団体なんかただでやるといふ習慣は、私はちょっとよくないことじゃないか。

全般的にこれは考える必要があると思ふんです、その一環としてこの問題もぜひ強力に考え、交渉していただきたい。

それから、これを大体十五年計画でやられるというところでですね。それで、先般参考人から教えてもらったんですけれども、コンピュータというのは大体定期的に更新していく、新しいやつが生まれてきて、それで大体五年ぐらいで更新していくんだということを言われたと思ふんです。そうすると、法務省としては今度の計画で減価償却の期間はどうの程度を見込んでおられますか。

○政府委員(稲葉威雄君) このコンピュータにつきましては、法務省が固定資産として抱え込むというふうなことでなくてレンタルをしていくというふうな考えはございまして、そのレンタル期間を五年ぐらいに設定して逐次更新していくということを考えておりますので、減価償却の問題は起こらないというふうな考えはございまして。

○関嘉彦君 その点はわかりました。それから将来のコストについて、登録ファイルに対する入力に伴うところの人員費、これはアップする、だんだんアップしていくだろうけれども、機械の記憶装置部分の関係はコストダウンしていくというふうなことを言っている人もあるんです。コンピュターの更新に伴いまして従来の機械よりも性能がだんだん改良されていくば、コンピュター価格がだんだん上昇していくことが予想される、レンタルにしましてもそれが高くなっていくことが予想される。そうすると、ハード面でのコストダウンというのは余り期待できないのではないかとこのように考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) これまでの例で考えてみますと、コンピュータのハードにつきましては性能がよくなくて、しかもレンタル料は安くなくて、この趨勢は、この前の参考人の御意見でも一定の限界はあるけれども、まだ限界に達していないというところではないという御指摘をございまして、

かなり長期にわたってなお続くのではないかと、うふうに考えております。

○関嘉彦君　そうですか、だんだん長期的な低下傾向、性能が向上していくにもかかわらず低下傾向にあると見ていいわけですか。それじゃその点は結構です。

それから移行期の問題なんですけれども、登録ファイルの入力のミスが生ずる、それでそれが発見されないケース、いろいろ校正なんかやられるでしょうが、発見されないケースも確率は非常に少ないにしても入力件数が非常に多いために全然あり得ないことではない、あり得ると考えていいんじゃないかと思えます。その誤記のためにトラブルであるとか権利者間の損害が起った場合にどういうふうな救済措置が講ぜられることになりませんか。

○政府委員(稲葉威雄君)　これは終局的には国家賠償の問題になって、国が生じた損害を賠償するということにならうかと考えております。

○関嘉彦君　登記官の責任としての国家賠償の対象になり得るということですね。

今後の問題にも関連するんですけれども、これも同僚議員から質問がございました十七条地図、これもコンピュータ化して登記ファイルと一緒に使えるような形にした方が効率的ではないかと思ふんです。地図の問題は現在のところは全然考えておられないわけですか。

○政府委員(稲葉威雄君)　地図はもとのデータ、地図自体が正確なものでないとコンピュータに入れたから正確になるというものではないわけでございます。そして、コンピュータへの地図の入力方式としてはイメージ処理方式にするか、あるいは座標値でデジタル化して入力するかという問題はあつたわけでございますが、基本になるものととの地図の整備を図るということが私どもとしては最大の課題でございます。前から局長も申し上げておりますが、両方一緒にやれるものであればやった方がもちろん望ましいわけでございます。

これは前からお話ししておりますように、登記簿のコンピュータ化だけでも相当の経費と時間がかかるわけでございます。それで二兎を追いますとますますその費用は膨大になり、しかも時間も延びるということになりますので、さしあたりは登記のコンピュータ化に全力を注ぐ。それとともに、地図についてはもとの地図の整備を図りたい。十分図つてその方面で力を注いでまいりたいというように考えております。

○関嘉彦君　先般の参考人の川井一橋大学学長の意見の中にあつたんですけれども、登記法そのものについていろんな根本的に考える問題があるというふうなことを言っておられました。それはつまり登記法上の条文が文語体のままであるとか、そういうふうな技術的な問題以外に、現在のより登記を第三者に対する対抗要件にするのか、公信力を付与するか、これは民法なんかに関係してくることで登記法だけの問題ではないんです。が、そういうふうな問題は残されているというふうな御意見だつたように思ふんです。それからまた、登記はだれでもできるという原則のために司法書士以外の資格のない者が繰り返し繰り返し代理登記を行つて、司法書士法には罰則があるんですけれども、実際はその罰則を適用されている例が非常に少なく、司法書士法に抵触している例がかなり多いというふうなことも聞きました。

それから、債権者であるサラ金などの金融業者が任意代理で介入して所有者の利益を損なう、そういうふうなトラブルも起つていっているというところ、代理権が今のままでいいのかどうか、そういうふうな問題もあると思ふんです。そういう問題について改正の検討をされるおつもりがありますかどうか、もし大臣、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林田修三君)　今回の登記法の改正案が、登記のコンピュータ化を主たる内容としておりますのは、かねてから国民の批判を受けておりました登記事務処理の遅滞を抜本的に解決する方策としてのコンピュータの導入が緊急の課題である、こういう認識によるものでございます。御指摘のような根本的な問題でございますが、これは民法上の基本問題でありまして、今これの見直しを求める強い意見はなおないように承知をしておるところでございます。しかし、今後社会の動向やあるいは学説の推移などを見きわめまして、必要がありまじたらば法制審議会の意見を聞くなどいたしまして慎重に対処してまいりたいと思つております。

○西川潔君　最後になりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日に、長時間にわたつて審議官も局長さんも御苦労さんでございます。最後になりますと本日に質問が重複いたします。お疲れのところ申しわけございませんが、よろしくお願ひいたします。法案に入ります前に、最初に通産省の方にお伺ひいたします。

まず、悪徳商法のことでお伺ひしたいんですけれども、いわゆる消費者トラブルに迅速に対応しようとする通産省と消費者関連十一団体を結ぶ消費者のトラブル早期警戒システムがこのほど稼働いたしました。そのシステムの内容についてお教えいただきたいことと、またどのような効果が得られるか、一般庶民から直接問い合わせるにはどういうふうにするか、その点お伺ひしたいと思います。

○説明員(北島多門君)　通産省の方から先生の御質問に対して御説明をいたしたい、こういうふうなふうに思ひますが、先生御指摘の消費者トラブル早期警戒システムにつきましては、これは私も通産省ばかりではございませんで、ほかに消費者トラブルを扱っている十一の団体がござります。例えばクレジットの関係であれば全国信販協会とか、あるいは消費者に関する問い合わせであれば日本消費者協会等々十一の団体がございまして、これらの団体の間をコンピュータで、ホットラインで結びまして情報交換ができるようにしよう、こういうシステムでございます。

それで、今回のこのシステムにつきましては、各団体がおのおの持ち合わせております情報について相互にホストコンピュータの中に入れるわけでございますので、十分迅速な情報交換が可能になる、こういうことでございます。

特に今回のこのシステムをつくり出すに当たりましては、一昨年の九月でございますが、十一の団体及び私も通産省を入れます消費者トラブル連絡協議会という月一回のペースの会合を開いておりました。そこでいろいろ皆さんの間で検討をいたしました結果、迅速に情報を収集し、いづゆる悪徳商法でございますが、これらについて把握をしていくための体制をつくるにはどうしたらいいだろうか、そういうことをいろいろ議論もしていただいたわけなんです。その結果、やはりコンピュータでおのおのの持っている団体の情報を交換し得るようになり、どうだろうか、こういうことで約一年以上の期間をかけて検討もし、関係のコンピュータ会社の方とも御相談もし、NTTとも御相談をしたわけですが、今回そういうふうな経緯に至つたようなわけでございます。

それで、これにつきまして特に消費者の方から問い合わせがあった場合ということでございますが、個別の企業についてこの企業がどの企業であるか悪い企業であるかということについてお答えをするというのは、これはなかなか難しいわけでございます。けれども、しかしその中でも特に一般的な意味で気をつけなければいけない商法とかあるいはかたり方といふことが手口がございまして、そういうふうなものについては問い合わせがあつたりした場合においてそれに対して対応をする、こういうことでやってきております。

私も通産省の方には、震が関の本省を初めといたしまして各通産局に消費者相談室がございます。それとか各都道府県の方に消費者センターがございまして、そちらの方で問い合わせがあれば、今どんなようなことが問題になっているかあるいは気をつけなければいけない点ということについてはいろいろ示唆がもらえるのではない

か、こういうふうに考えております。

それから先生御指摘の、悪徳商法の中で訪問販売の關係なんか特に注意をしなければいけないだらう、こういうふうな思っておりますが、今回国会の方でもいろいろ御議論いただきまして訪問販売法等の一部改正案を法律としてお通しをいただいたわけでございます。その中でも訪問販売協会のつきまして法律的な位置づけも与える、そのかわり消費苦情でございますが、苦情を迅速に処理する、こういうような体制を整えていくということにいたしております。現在鋭意その準備を行っている、こんな状況でございます。

○西川潔君 ありがとうございます。

次に、こういう問題になりますとお年寄りの方々が本当によくだまされております。どうしても核家族化されて一人で寂しい生活、そこへセールスマンがやってくる。まあやさしい言葉で言葉巧みに表面だけ繕うわけなんですけれども、ついつい話し相手の少ない生活のために口車に乗せられてとらの子だまし取られるということが本当に多いわけです。こういうシステムでセールスマンがますます来るとします。最初に訪れた時点でどうも怪しいなというときに、おばあちゃん、また、おじいちゃん日を改めてあしたでもあさってでも来るからね、どうも怪しい人だけれどもどうしたらいいだろうかというようにときに、すぐにお年寄りの方々でも短時間でもって照会するようなことはできないものなんですよ。

○説明員(北島多門君) お年寄りの問題につきま

しては、具体的にセールスマンが家庭を訪問した場合において、そのセールスマンが信頼の置けるセールスマンかどうか、あるいはそのセールスマンが属している会社が信頼の置ける会社であるかどうかということについて公的機関が、この会社はいいですこの会社は悪いですということを言うに当たっては、やはりちょっと問題があるかと思うわけでございます。

先ほど御説明をいたしましたように、具体的に

どういう商法が今問題になっているのか、訪問販売の中でも特に傾向としては手口が複雑になっていくもの、どんなものがあるだろうかとか、そういうようなことについて注意をするためにはどうしたらいいかということに注意を促すための合わせですが、これに対しては各私どもの相談室であればそれに対して対応をしていくことができる、こういうふうな考え方をしております。

それと同時に、老人ホームとかあるいは関係の施設等に対してはやはり啓発活動といえますが、それをしていく必要がございます。私どもの方でいたしましても厚生省の方ともよく連絡をとりまして、どんなふうにしたらそれができるかということも御相談もいたしております。それから豊田商事の問題があった際におきましては老人ホームを中心といたしまして、厚生省ともお互いに協力をいたしまして、必要なチラシを配るとか啓発に努める、こんなようなこともしたわけでございます。

○西川潔君 どうもありがとうございます。どうぞお帰りのために結構でございます。ありがとうございます。

それでは、次に法案に移らしていただきます。お疲れのところ本当に申しわけございません。同じ質問になるかと思いますが、まず三公社、素朴な疑問でございます。三公社の民営化によりましてこの登記事件は増加しているものと思っておりますが、その現状はたまたまはどうなっておりますでしょうか。また、登記事件が増加することによりまして職員の方々は大変なお仕事でございます。仕事量はもろんのことですが、負担は大変だと思えます。

例えば国鉄清算事業団からの嘱託登記、国鉄の計画によりまして約千百万筆個について昭和六十二年頃から七年間の予定で行われるということでありまして、これは聞いただけでも僕なんか本当に気の遠くなるような気持ちをするんですけれども、今後民営の推進によりまして公団の特殊法人

などで民営化されるものと思えます。たくさん出てくると思いますが、例えば関西新空港、東京湾の横断道路などの民間も含めた形で公共事業の登記がふえるものと思われまして、今後こういうものをどのように対処をしていかれるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(藤井正雄君) 登記事件の増加につきまして、お手元の法律関係資料の中に数字が挙げてございますが、特に登記所の事務上非常に負担の重い登記申請事件、いわゆる甲号事件を見ましても、昭和五十一年度と比べて三〇％もふえているという状況でございます。この中に三公社関係のものもどれだけあるかというのには必ずしも正確にわかることができません。三公社と申しまして、一番問題になりますのは国鉄でございます。ここには未登記のものなどいろいろあるような状況になっております。

そこで、これが一度にどつと出てきて登記所の事務を混乱させ、職員の過重負担になることのないように国鉄清算事業団の当局とも十分な協議をいたしまして、円滑な事務処理ができるように努めてはおります。そういういった事務量の増がございまして、職員の過重負担になるという御指摘はまことにございまして、私どももいろいろ健康診断の実施とか、医薬品の配付とかそういう措置まで講じているものと配慮はしております。

今後民営の推進、大型公共事業の増加等、確かに予想されるわけでございます。私どもの方ではかねてより、予算上は公共事業関係特殊登記事務処理経費といったようなものも手当てをしていただいて対策を講じているわけでございますけれども、要するにこういう事件増がある、これからさらに予想される、それだからこそ将来のために今こそ登記事務のコンピュータ化を図って、その事務処理体制の根本的な改善を図らなきゃならない。将来の対策は何だとおっしゃられますと、まさにこれが対策だというふうに申し上げたいと

思っています。

○西川潔君 ありがとうございます。もう一度自分の質問で確かめたいと思っております。

今後は商業登記についてお伺いしたいと思います。

現在では会社名についてアルファベットを使用し、登記することは認められておりません。しかし、現在の生活では朝起きて眠るまでアルファベットを全く目にしない一日というのは考えられないんですけれども、これだけアルファベットが普及しておりますので、例えば商号でも認められておきますので、現実にも非常に多く使われている以上登記についても認めてはいいかというふうな、こういうふうな思っております。また、その方が何かコンピュータになじむんじゃないかなというふうな素人考えですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(福澤威雄君) 御指摘のとおり、現在では商号の登記に關しましてはアルファベットの使用を認めておりません。アルファベットを事実上使用している会社もございまして、そういう会社は登記をするときには仮名書きにして登記をしようというのが実情でございます。

ただ、これは基本的にはやはり登記法が、登記という制度が日本の登記制度、公示制度であるということから日本文字を用いて名称を明らかにするということと申しますか、そういうものによつていくわけでありまして、それは申しましたものと漢字という、これはもちろん日本文字というふうに觀念されておりますけれども、これも遠く沿革をさかのばれば中国から来たので外国文字ではないかという話もあるわけでございます。

そして、先生も御指摘のように、アルファベットというローマ文字、ローマ字でございますけれども、これは小学校の初等科教育でも取り入れられております、かなり人口に膾炙しているというふうには考えられますが、その建前をたん崩しますとどこに歯止めを求めるかというところが問題になるわけでございます。

隣の韓国のハングルはどうだとか、それからア

ルフ、ベータ、ガンマといったギリシャ文字はどうだとか、ロシア文字はどうだとか、そういうようないろいろな問題が出てこないとも限らない。そして、それが外国語の言葉そのまゝ、例えばABCだとかCECだとか、そういうふうな本当にローマ字で商号として使っているんだということが明らかで、その商号にしようというものが、外国の言葉そのものを商号にするというものを考へられるわけではございません。そういうものをどの程度商号として評価していくかという問題は、これはかなり難しい問題といふか今後さらに検討してまいらなければならないのではないかと、そういう御指摘は私もあるということとは前から承知しております。

また、さらにについて申し上げれば、アラビア数字なども商号には使えないということになっております。これは記号であつて文字ではないという理屈なんでありまして、それが果たしていいのかどうかという点には社会的なニーズ、それから関係の国民の皆さんの受けとめ方というようなものを総合的に判断して将来の問題としては検討してまいりたいといふふうに思っております。

ただ、この問題は現在でもコンピュータを使つていない登記簿でもある問題でございます。コンピュータを使つたからローマ字がやりやすくなるという問題では必ずしもないわけでございます。現在でも商業登記に關しましては横書きになつておりますので、そういう意味ではそれを書くこと自体はそれほどコンピュータでなくつて問題はないわけでございますが、今申し上げたような事情があつて長期的になお検討してまいりたいといふふうに考えております。

○西川潔君 ありがとうございます。

聞く方は本当に好きなことを聞いて、質問をして、本当に往復だつたらどんなことになるのかなと思つておられます。じゃ、おまえら考えてみる、どうしたらいいんだと言われると僕らは何も答へることはできないんですけれども、本当に

一方通行で申しわけないんですが、またひとつ検討していただきたいと思つてます。

次に、またまた同じ質問になるかと思つてますが、商法の十九条、二十条で述べられているように同一市町村におきましては、同じ営業をする人は同一または類似の商号を使用することは許されはしない、これは類似の商号の有無を調査しておかなければなりません。今回のコンピュータ化でその調査方法はどのようなものになるか、ちよつとお願いいたします。

○政府委員(稲葉威雄君) これは現在でございます。登記簿を閲覧するといふような形でやられていて、近い将来登記簿の閲覧というものを有料化するといふ方向になっております。そうなりますと、類似商号の調査という、登記をするのに必要な作業のためにお金がかかるということになつてはこれはまた国民の皆さん方に迷惑をおかけするということになりますので、私もとしては今の調査方法の延長と申しますか、それに閲覧の無料制にかかわるものとして商号見出し簿といふものをつくつて、それを無料で閲覧に供したいといふふうに考えているわけでございます。

そして、この商号見出し簿と申しますのは、普通は会社が非常に多いわけでございますが、会社の場合には類似商号というものは目的、会社がやっている仕事でございますが、会社のやっている仕事と、それから商号との相関関係で決まらします。その両方を記載したものを一枚の紙にまとめまして、会社ごとに一枚ずつ紙をつくりましてそれをとじた、ファイルしたものをつくつて、要請のある皆さん方に無料で見ていただくといふようなことにしたいといふふうに考えているわけでございます。

○西川潔君 ありがとうございます。

最後に、現行の登記では支店の所在地の登記は大変難しいと伺つております。今回の法の改正によりまして、支店所在地での登記の手続はどうな

るのか、ひとつ素人にわかりやすく最後によりしくお願いいたします。

○政府委員(稲葉威雄君) 現行法のもとでも支店の所在地の登記はそれほど難しいわけではございませんで、本店でまず登記をいたしまして、その本店でした登記をどういふ登記をしたかということとを証明する書面、具体的に簿本あるいは抄本ということになるわけでございますが、それを添付いたしまして各支店の所在地の登記所に申請をする。それは普通の登記でございますと本人または代理人が出頭しなければならぬということになつておるわけですが、郵送でも構わない、本人出頭主義が外れる、こういうことになつていくわけでございます。

そういうことでございますけれども、二つ問題がございます。本人が行かないまでも郵送しなさいといふこと、それから本店でした登記を証する書面をつけないとだめ、こういう面があるわけでございます。

それを今度の制度では、本店で登記をするときに同時に支店でも同じ登記をしてくださいといふ申請をしますと、ほかの添付書面は全部なしで、本店でその登記をしますと支店の所在地の登記所へその登記がされた事項が伝送されて、そしてそこで支店の所在地の登記官がそれを見まして、それで間違いのないといふことであればこれでさらに登記をする、こういうような仕組みになるわけでございます。申請書をわざわざ別に郵送するといふ手間が省けるといふのと、それから本店でした登記の中身の証する書面というものをわざわざ別にもらつてそれをつけなければならぬといふ手間が省ける、こういうような仕組みにしたいといふふうに考えているわけでございます。

○西川潔君 どうもありがとうございます。

本当に今節、登記のことでは大変長時間にわたつて勉強させていただきましてありがとうございます。

これで終わります。

○委員長(三木忠雄君) 他に御発言もなければ、本法律案についての質疑は終局したものと認めて

御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより本案に対する討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、本法案に対して反対の意見を申し述べます。

我が党としても、登記コンピュータ化という発達した科学技術の進歩の利用そのものには反対ではないのでありますが、現状においてこの法案を進めていくということには多くの問題点があつて賛成できないわけでありまして、

まず第一の問題は、この質問でも明らかにしましたが、全体計画そのものがまだ具体的に明確化されておられません。およそ十五年程度という展望ではあります、年次計画が具体的に立てられているわけでもなく資金計画そのものも五千億円あるいはそれ以上という程度、一説には一兆円と言われる話もある、こういった状況であります。

さらに人員の確保の保証の点から見ても、三階層システムをつくるためには中央情報センターに加えて全国でバックアップセンター約五十カ所、この要員を合わせて約三百人近く必要だといふことも明らかにいたしましたけれども、現在の厳しい予算の体制、人員削減、総枠の中で日常増員に苦勞している現状から見ても、三百名の新しい配置確保などというのとはとてもではありませんけれども、この実現というのとはなかなか容易でない現状が現にあるわけでありまして、いわばそういうわけで見切り発車という状況になつておりますので、この点はそれでよいかどうか重要な問題があるわけでありまして、

第二番目には、国民サービスの向上、そうなるかどうかという問題であります。なるほど登記事務極めて繁忙な法務局におきましては、事務の合理化あるいは国民へのサービスという面が登記コンピュータ化によって図られる側面もあるでし

よう。しかしながら、一面考えますと登記閲覧制度がなくなるといふ問題、それから移記される範囲が限定されますから、不動産の登記の経歴を全部知りたいと思う場合には閉鎖登記簿を一々閲覧しなきゃならないという問題、そういう問題も出てくるわけであります。

こういったサービスの面で多くの問題がまだあるわけですが、一面国民負担の点、これを考えてみますと、いわゆる乙号手数料を中心とする登記特会制度の中でこれだけの費用を賄っていくためには当局も認められたように、この十五年の間に二回の手数料の引き上げは最低限必至あるいは資金計画のそれ以上の拡大があれば、通常の二回の物価上昇等に見合う引き上げ以上にさらに引き上げも必要になるかもしれないということを答弁されているような状況でありまして、こういった国民負担の増大という面から見ても拙速を急ぐ必要があるかどうか、これは疑問のあるところであります。

そしてまた、現実には増員要求は毎日の重要な緊急課題となっております、当委員会でも各党挙げて請願が採択をされ、歴代大臣も人員要求については極力努力すると答弁をなさっているのがありますが、実際には毎年の実増は三十名前後で、全国の登記所の繁忙業務に比べますとはるかに足りない現状であります。こういうことの中で、増員要求が的確に確保されないために国民サービスの欠けるあるいは国民に被害が及ぶというそのこと自体が、これは重大な国の責任だということとは裁判例も示すとおりでありまして、急ぐべきはこういった当面の増員要求ではないかと思うわけであります。

そしてもう一つ付け加えたいことは、コンピュータ化によりまして労働者の労働条件が大きく変わりまして、VDT労働に対する人事院規則による安全の問題もありますが、さらに超えてこの問題については、当該労働組合と労働条件と健康の保全についてさらに検討を進めていかねばならぬ問題も多々残っております状況であります。

以上のような状況で我が党としては反対という意見でございます。

○委員長(三木忠雄君) 他に御意見もないようです、これより採決に入ります。

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(三木忠雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

工藤君から発言を求められておりますので、これを許します。工藤君。

○工藤万砂美君 私、ただいま可決されました不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派及び各派に属しない議員西川潔君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、電子情報処理組織を用いて登記事務を行う制度(登記情報システム)の導入に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 登記情報システムへ移行し、登記事務の円滑な処理を図るための長期的・総合的計画を速やかに樹立するとともに、その達成のために必要とされる予算及び人員の確保、施設・設備の整備並びに職員の研修の充実について遺憾のないよう万全を期すること。

二 登記情報システムへの移行に当たっては、関係諸団体の意見を十分聴取し、事務処理の円滑化及び関係職員の健康その他勤務条件について十分に配慮すること。

三 登記情報システムへの移行に伴う登記簿の改製については、その効率的実施に努めるとともに、移記事項の範囲等に関して登記制度の利用者の利便に十分配慮すること。

四 登記情報システムの管理・運営に当たっては、その信頼性及び安全性について遺憾のないよう万全を期するとともに、国民のプライバシーの侵害をもたらさないよう十分に配慮すること。

五 登記情報システムへの移行のための経費は、過度に登記手数料に依存することなく、その額の適正を期すること。

六 登記申請手続の整備を図るとともに、登記情報公開制度の運用については利用者の利便に十分配慮すること。

七 地図整備の諸方策を更に積極的に推進すること。

以上でございます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(三木忠雄君) ただいま工藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(三木忠雄君) 全会一致と認めます。よって、工藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林田法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林田法務大臣。

○國務大臣(林田修二氏) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえまして適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(三木忠雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第一五四五号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一五四六号)(第一五四七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一五六四号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一五六五号)(第一五六六号)(第一五六七号)(第一五七四号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五八〇号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一五八九号)

一、刑事施設法案反対に関する請願(第一六〇〇号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一六二二号)(第一六六三号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第一六八一号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一六九四号)(第一七〇七号)(第一七三三号)(第一七四四号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第一七三〇号)(第一七三二号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一七三四号)

第一五四五号 昭和六十三年五月九日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(六通)

請願者 福岡県中間市宮林五 豊永豊外五 百十六名

紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第二五四六号 昭和六十三年五月十日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 川崎市中原区木月一、三九三 鈴木南枝外九百九十九名
紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。
第二五五五号 昭和六十三年五月十日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(一通)
請願者 東京都中野区弥生町三ノ一二ノ一 六 松本昇外九百九十九名
紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第二五六六号 昭和六十三年五月十日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市大原二ノ三ノ一七 田中三郎外九百九十九名
紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第二五七四号 昭和六十三年五月十日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 埼玉県川越市南台三ノ一一ノ二 鈴木雄治外九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第二五七八号 昭和六十三年五月十日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町女川新二〇 五 野村幸盛外二百一十一名
紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。
第一五七九号 昭和六十三年五月十日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 香川県高松市亀田町四五ノ五八 久米堅太郎外四十名
紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。
第一五八〇号 昭和六十三年五月十日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 高知市潮新町一ノ一四ノ二〇 中 田貴久子外八百四十四名
紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。
第一五九九号 昭和六十三年五月十一日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 川崎市麻生区麻生八六ノ二 麻生 台団地一六ノ二〇四 清水京子外 四千九百九十九名
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第一六〇〇号 昭和六十三年五月十一日受理
刑事施設法案反対に関する請願
請願者 札幌市東区北四十三条東三丁目 久保田久子外五名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。
第一六六二号 昭和六十三年五月十一日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 大阪府和泉市北田中町二六七 小 林一馬外五千九百九十四名
紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第一六六三号 昭和六十三年五月十一日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 大阪府守口市大久保町一ノ三ノ二 七 山中義隆外六千九百九十三名
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第一六八一号 昭和六十三年五月十一日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願(三通)
請願者 熊本県鹿本郡植木町大和六七ノ一 牛島艶外百七十五名
紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。
第一六九四号 昭和六十三年五月十二日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(三通)
請願者 大阪府平野区長吉長原東一ノ三 武田勝敏外二千九百九十九名
紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第一七〇七号 昭和六十三年五月十二日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ八ノ八 三二 田中信子外九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第一七二三号 昭和六十三年五月十二日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(一通)
請願者 埼玉県東松山市美土里町二ノ一六 石井芳江外九百九十九名
紹介議員 秋山 肇君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第一五四七号 昭和六十三年五月十日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(五通)
請願者 千葉市天台町一一九ノ四二 中村 昇外四千九百九十九名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第一五六四号 昭和六十三年五月十日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 札幌市豊平区平岸五条二ノ一ノ一 二グリーンヒルズ平岸IIノLノ三 三四 小保方敏晴外二千五百四十 名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第一五七四号 昭和六十三年五月十日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 埼玉県川越市南台三ノ一一ノ二 鈴木雄治外九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。
第二五七八号 昭和六十三年五月十日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町女川新二〇 五 野村幸盛外二百一十一名
紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第一七二四号 昭和六十三年五月十二日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 奈良市学園大和町一ノ二三 林
実喜雄外九百九十九名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第一七三〇号 昭和六十三年五月十二日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 大分市上野丘西一五ノ四 今川榮
吉外四十四名

紹介議員 後藤 正夫君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一七三二号 昭和六十三年五月十二日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 長野市元善町四八一 古宇田亮宣
外百五十六名

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一七三四号 昭和六十三年五月十二日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 大阪市港区波除四ノ四ノ一二 山
中頼一外六千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、非嫡出子の相続差別廃止に関する請願（第
一七四三号）

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠
償に関する請願（第一七四六号）（第一七四七
号）（第一七五三号）

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠
償に関する請願（第一七六二号）

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願（第一七六七号）（第一七
六八号）

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願（第
一七八一号）（第一七八二号）（第一七八三号）

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠
償に関する請願（第一七九八号）

一、非嫡出子の相続差別廃止に関する請願（第
一七九九号）

第一七四三号 昭和六十三年五月十三日受理
非嫡出子の相続差別廃止に関する請願

請願者 大阪市東淀川区淡路五ノ六ノ一五
金尾恵子外十四名

紹介議員 久保田真苗君
民法第九百条には、嫡出でない子の相続分は、嫡
出である子の相続分の二分の一とある。つ
いては、嫡出であつてもなくても同一の相続分に
改められたい。

理由
日本においては、婚姻しないで妊娠した女性が地
域や職場・学校で差別されている。人権先進国に
おいては、徐々にはあるが、こうした差別は無
くなりつつあり、単親家庭を多様な家族の在り方
の一つとして認めようという傾向が出てきてい
る。親の婚姻の有無によつて、兄弟間に相続上で
差別があることを想定すると、この不当性はま
す明らかになる。

第一七四六号 昭和六十三年五月十三日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
関する請願

請願者 神戸市兵庫区中道通九ノ三ノ一七
志摩清治外四千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第一七四七号 昭和六十三年五月十三日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
関する請願

請願者 大阪市生野区小路東一ノ八ノ六
今井和代外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第一七五三号 昭和六十三年五月十三日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
関する請願

請願者 高知県中村市具同二八ノ二 吉
田幸男外三千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第一七六二号 昭和六十三年五月十三日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
関する請願

請願者 長野県上水内郡幸礼村黒川 渡辺
恭子外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第一七六七号 昭和六十三年五月十三日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 東京都足立区梅島三ノ一〇ノ一九
久保田賢二外四百九十九名

紹介議員 高桑 栄松君
この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。

第一七六八号 昭和六十三年五月十三日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 神奈川県平塚市真土一八ノ四 鈴
野正広外四百九十九名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第一二三五号と同じである。

第一七八一号 昭和六十三年五月十三日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 埼玉県本庄市沼和田六五八 吉田
庄平外二十七名

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一七八二号 昭和六十三年五月十三日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田中町四ノ一八
西塾博之外千四百十四名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一七八三号 昭和六十三年五月十三日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 北九州市八幡東区末広町二ノ一
三 藤永重治外三百八十名

紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一七八八号 昭和六十三年五月十四日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に
関する請願

請願者 新潟県新潟市美幸町一ノ二ノ八
佐藤政志外五千九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第一五四六号と同じである。

第一七九九号 昭和六十三年五月十四日受理
非嫡出子の相続差別廃止に関する請願

請願者 奈良市鳥見町三ノ二七ノ三 前川
交洋外九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一七四三号と同じである。

第四号中正誤

八少段行誤

二二二 四十倍

四十倍 正

昭和六十三年六月六日印刷

昭和六十三年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E